

目 次

I	寄付行為	1
II	寄付行為施行細則	5
III	規程	
1	支部規程	9
2	資産管理規程	11
3	厚生資金積立規程	13
4	貸付けに関する規程	
(1)	生活資金貸付規程	15
(2)	住宅・宅地資金貸付規程	17
(3)	災害資金貸付規程	21
(4)	自動車資金貸付規程	23
(5)	学資金貸付規程	25
(6)	入学資金貸付規程	29
(7)	育児休業資金貸付規程	31
平成15年度から新規の受付をしないもの		
	団体事業資金貸付規程	33
	新貸付規程	35
5	厚生事業並びに厚生費贈与取扱規程	37
(1)	普通厚生費(第3条)	37
(2)	特別厚生費	37
①	結婚祝金(第5条)	(37)
②	出生祝金(第6条)	(37)
③	就学祝金(第7条)	(38)
④	病気見舞金(第8条)	(38)
⑤	香げ料(第9条)	(38)
⑥	弔慰金(第10条)	(39)
⑦	災害見舞金(第11条)	(39)
⑧	多額積立記念品(第12条)	(39)
⑨	永年積立割増金(第13条)	(40)
⑩	養育費(第14条・第15条・第16条)	(40)
⑪	教職員手帳贈与(第18条)	(41)
⑫	功績者感謝の会(第19条)	(41)
⑬	継続団員連絡会(第20条)	(41)
6	生命保険団体取扱規程	43

IV	要綱	
1	新潟県民のための教育・文化活動の実施に関する要綱	45
2	退職準備金借入銀行あっせん要綱	49
3	健康管理協会の総合健診(人間ドック)及び大腸がん検診等のあっせん要綱	51
V	役職員に関する規則・規程	
1	役員報酬・職員給料・諸手当・旅費・退職手当支給規則	53
2	職員退職報奨金支給規則	55
3	役職員表彰慶弔等規程	57
VI	情報公開に関する規程	
1	情報公開規程	59
VII	個人情報保護に関する規程	61

- 1 個人情報保護に関する基本方針
- 2 個人情報保護規程

〈資 料〉
沿革年代表

I 寄 付 行 為

II 施 行 細 則

I 財団法人 新潟県教職員厚生財団寄付行為

第1章 総 則

第1条 この財団は、財団法人新潟県教職員厚生財団という。

第2条 この財団の事務所を、新潟市東中通1番町86番地73に置く。

第2章 目的及び事業

第3条 この財団は、新潟県内教職員の厚生事業を行うとともに、新潟県民のための教育・文化活動を実施し、教育の振興に寄与するをもって目的とする。

第4条1 この財団は、次の事業を行う。

- (1) 厚生資金の積立て及び払戻し
- (2) 資金の貸付け及び立替え
- (3) 厚生費の贈与
- (4) 生命保険の団体加入
- (5) 教育・文化活動
- (6) その他必要な事項

2 前項の事業を行うについては、新潟県教職員組合・新潟県教職員互助会及び新潟県学校生活協同組合と緊密な連携を保つ。

第3章 資産及び会計

第5条 この財団の資産は、次の各号から成る。

1 基本財産

- (1) 基本財産に指定寄付された財産
- (2) 理事会及び評議員会の議決を経て、基本財産に繰り入れた財産

2 運用財産

基本財産以外の財産

第6条 基本財産の元本は、これを処分することができない。ただし、やむを得ない事由のある場合は、理事会及び評議員会の議決を経た上に、主務官庁の許可を受けて処分することができる。

第7条 この財団の資産は、資産管理規程によって、理事長がこれを管理する。

第8条 この財団の経費は、資産から生ずる収入・事業に伴う収入・その他の収入で支弁する。

第9条1 この財団の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎年度開始前に理事長が編成し、理事会及び評議員会の議決を経てこれを定め、主務官庁に届け出なければならない。予算を変更した場合も同様とする。

2 毎年度の収支決算は、年度終了後2か月以内に理事長が作成し、財産目録及び事業報告書並びに財産増減事由書とともに、監事の意見を付けて、理事会及び評議員会の承認を受け、主務官庁に報告しなければならない。

第10条 この財団の毎年度の収支予算で定めたもの以外に、新たに、義務を負担し、または権利を放棄しようとするときは、理事会及び評議員会の決議を経、かつ主務官庁の承認を受けなければならない。借入金（その会計年度内の収入をもって償還する一時借入金を除く。）についても同様とする。

第11条 この財団の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第4章 役員及び職員

第12条 この財団に次の役員を置く

- 1 理事 14名以上20名以内
内1名を理事長、1名を副理事長、1名を専務理事、1名を常務理事とする。
- 2 監事 2名以上5名以内
- 3 評議員 若干名

第13条1 理事及び監事は、評議員会でこれを選任する。

- 2 理事・監事・評議員は、これを兼ねることができない。
- 3 理事長・副理事長・専務理事及び常務理事は、理事会で互選する。
- 4 評議員は、各郡市ごとに、各々1名を選任する。ただし、数郡市を合併して1名を選任することができる。
- 5 前項のほかに、高等学校・大学から評議員若干名を選任する。
- 6 別に理事長委嘱の評議員若干名を選任することができる。
- 7 評議員の選任方法は、細則でこれを定める。

第14条1 理事は、民法に定められた職務権限によって、この財団の業務を執行する。

- 2 理事長は、この財団を代表し、これを総理する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長が事故のあったときはその職務を代理する。
- 4 専務理事及び常務理事は、理事長を補佐し、この財団を運営する。
- 5 監事は、民法によって定められた職務権限によって、この財団の財産及び業務を監査する。
- 6 評議員は、重要事項を議決する。

第15条1 役員の任期は2年とする。ただし、重任を妨げない。

- 2 補欠によって就任した役員の任期は、現に在任する役員の残任期間と同一とする。
- 3 役員は、任期が満了、又は任期満了前に役員就任の条件を欠く場合でも、なおその職務を行わなければならない。

第16条 役員は、すべて名誉職とする。ただし、日常勤務する役員には、報酬を給する。常勤役員外の役員には、費用弁償のほか、勤務に相当する報酬を給することができる。

第16条の2 1 この財団に、顧問若干名を置くことができる。顧問は、理事会及び評議員会の議決を経てこれを委嘱し、又は委嘱を解く。

- 2 顧問は、理事長の諮問に答え、助言し、又は事業等に付き意見を述べることができる。

第17条1 この財団の事務を処理するために、職員を若干名置く。

- 2 職員は、理事長がこれを命免する。職員には給料及び諸給与を支給する。

第5章 会 議

第18条 1 理事会は、理事長がこれを招集する。

2 理事会の招集は、開会5日以前に、その会議の目的事項を示してこれを行う。ただし、緊急を必要とする場合はこの限りではない。

第19条 1 理事会は、理事の総数の2分の1以上が出席しなければ開会することができない。ただし、招集が2回に及んだ場合はこの限りではない。

2 理事会の議長は、理事長とする。

3 理事会の議事は、出席理事の過半数の同意でこれを決する。可否同数のときは議長が決する。

第20条 理事会に出席することのできない理事は、書面で出席理事に委任して表決することができる。

第21条 1 評議員会で議決すべき事項は、次のとおりである。

- (1) 理事及び監事の選任（第13条）
- (2) 基本財産の繰入れ及び処分（第5条・第6条）
- (3) 歳入・歳出予算及び歳入・歳出決算（第9条）
- (4) 権利義務の制限（第10条）
- (5) 寄付行為・施行細則・規程及び規則（第23条・第26条）
- (6) 財団の解散及び残余財産の処分（第24条・第25条）
- (7) その他、理事長が必要と認めた事項

2 前3条の規定は、評議員会についてもこれを準用する。ただし、評議員会の議長はその都度選出する。

第21条の2 理事長は、大地震、大火災等の発生の場合、規則・規程等の運用に関する事項で臨時急施を要し、理事会及び評議員会を招集するいとまがないと認めたときは、必要事項について専決することができる。ただし、この場合は、次の理事会及び評議員会に報告し、その承認を得なければならない。

第22条 すべて会議には、議事録を作成し、次の事項を記載し、議長及び出席者代表2名が署名押印してこれを保存する。

- 1 開会の日時・場所及び審議事項
- 2 開会当時の役員総数及び出席者の氏名
- 3 議事の経過要領及び結果並びに表決数

第6章 寄付行為の変更及び解散

第23条 この寄付行為を変更しようとするときは、理事及び評議員各々総数の4分の3以上の同意を得た上に、主務官庁の認可を受けなければならない。

第24条 この財団を解散しようとするときは、理事及び評議員各々総数の4分の3以上の同意を得た上に、主務官庁の許可を受けなければならない。

第25条 この財団が解散する場合に、残余財産を処分しようとするときは、理事及び評議員各々総数の4分の3以上の同意を得た上に、主務官庁の許可を受けなければならない。

付 則

第26条 この寄付行為に必要な細則は、理事会及び評議員会の議決を経て、これを定める。

第27条 この寄付行為は、昭和37年5月29日（主務官庁認可日）から、これを施行する。

昭和44年2月13日	一部改正	昭和44年5月15日	（主務官庁認可）
昭和45年2月13日	一部改正	昭和45年3月31日	（主務官庁認可）
昭和46年2月12日	一部改正	昭和46年4月9日	（主務官庁認可）
昭和62年2月4日	一部改正	昭和62年3月16日	（主務官庁認可）
昭和63年5月17日	一部改正	昭和63年6月21日	（主務官庁認可）
平成5年2月10日	一部改正	平成5年6月18日	（主務官庁認可）
平成8年2月7日	一部改正	平成8年3月13日	（主務官庁認可）
平成10年5月8日	一部改正	平成10年6月24日	（主務官庁認可）
平成12年2月7日	一部改正	平成12年3月3日	（主務官庁認可）

II 財団法人 新潟県教職員厚生財団

寄付行為施行細則

第1章 厚生財団員の入退

第1条 この細則は、寄付行為第26条の規定に基づいて定める。

第2条 厚生資金を積み立てる者を厚生財団員（以下「団員」という。）という。

（例規） 団員の在団期間について

- 1 入団は、理事長確認の日を入団日とする。
入団後は、入団日の当月分から、毎月厚生資金積立金を積み立てなければならない。
- 2 入団申込日は、申込受付日とする。
- 3 休職その他やむを得ない事由のため理事長の承認を得た者のほか、厚生資金の積立てを停止した者は、最終積立当月まで在団したものと認める。（細一第5号書式の1・2・3）
なお、県外教育関係機関勤務のため厚生資金積立てを停止した者については当該期間を在団期間に含めない。（細一第5号書式の4）
- 4 4月新採用者は、4月・5月の2か月分を5月に積み立てることになるが、資格を有することとなるのは4月1日であり、5月に5月分のみを積み立てた場合、入団日は5月1日とする。

第3条 1 団員となることができる者は、次のとおりである。

(1) 新潟県内にある学校及び幼稚園の教職員並びにこれに準ずる者。ただし、私立の学校及び幼稚園にあつては、常勤理事の認定したものに限る。

(2) この財団・新潟県教職員組合・新潟県学校生活協同組合及び新潟県教職員互助会の役職員。

2 団員であつて、県内にある教育関係団体及びこの財団が認めた公共団体の職員に転じた者は、本人の希望により引続き在団することができる。

（例規） 入団資格について

第3条に規定する者のうち、次に該当する者は、入団することができない。

- 1 定員外の者、並びに臨時的任用の者及び助教諭・講師等の期限付任用の者。
- 2 公立小中学校及び公立幼稚園の職員で、給与の支払い系統が、所属長以外にある者。

第2条について

- 積立金を毎月滞りなく積立てる者が現職団員としての資格を継続する。
- 積立金は互助厚生事業の原資であり、団員は在団期間中、これを引きおろすことはできない。
- 自己の都合で引きおろす場合は、同時に脱退となる。
- 積立金は退団（死亡のときを含む）のとき普通厚生費とともに一括払戻すこととなる。

例規について

- 書式の備考及び注意欄を参照のこと。
- 「やむを得ない事由」とは、給料が支給されない場合等のことを指し、停職期間はこれに該当する。
- 承認なくして積立てを停止した場合は、その期間中、団員の資格を停止され、いっさいの特典を失うことになる。

(1) 「所属としての入団」を規定したものである。「これに準ずる者」とは、別に定める所属所に勤務する教職員をいう。
ただし書きの「学校及び幼稚園」とは、学校教育法に定める学校及び幼稚園をいう。

2 「県内にある教育関係団体及びこの財団が認めた公共団体」とは、別に定める所属所をいう。

- 1 団員は、相互扶助の趣旨に基づき、長期にわたって在団することが建前である。
- 2 従来、市立高校等の団員であった者が公立小中幼稚園の職員に転入し、引続き在団を希望する者は継続を認める。

(継続団員)

3 前各号の団員で、退職によって退団した後も、なお継続して団員となることを希望する者。(本号該当の団員を継続団員という。)

(備考)

- (1) 継続団員の加入資格は次のとおりである。
 - ① 現職時の在団期間が25年以上の者
 - ② 退職後も引き続き県内に在住する者
ただし、現職時に隣接県から通勤勤務をしていた者についてはこの限りではない。
 - ③ 継続団員の厚生資金積立金をを行う者
- (2) 継続団員の加入手続きについて
 - ① 継続団員の加入手続きは、退職時(普通は3月31日)に、継続団員申込書と厚生資金積立金払戻請求書を一緒に提出する。
 - ② 止むを得ない事由により、継続団員の申込みができなかった場合は、退職後3か月以内に限り継続団員申込の審査を行うことができる。
- (3) 継続団員の厚生資金積立てと団員資格
 - ① 継続団員の厚生資金積立ては、現職時の積立金の払戻しを受けるときとする。
ただし、退職手当金受領後一週間以内に積立ててもよい。
 - ② 退職後3か月以内に限り継続団員申込を受理された者は、前号の規定にかかわらず、申込書受理後一週間以内に積立てをする。
 - ③ 継続団員の厚生資金積立金を受領したとき、継続団員としての資格が生じ、理事長は「継続団員の証」を交付する。

第4条1 入団を希望する者は、所定の申込書を、所属長を経由して理事長に提出し、理事長の確認を受けなければならない。

2 団員が、勤務場所(継続団員は住所)又は氏名を変更したときは、理事長に報告しなければならない。

第5条 団員が、第3条第1項の団員の資格を失った場合は、退団するものとする。

第6条 団員がやむを得ない事情によって脱退しようとするときは、その事由をつまびらかにして、理事長に届け出て承認を受けなければならない。

第7条 第2条から第6条にかかわらず、理事長が特に必要があると認めた場合、本人の希望により賛助団員として認めることができる。

- (1) 「特に必要がある」とは
 - ① 財団の団員資格を失うことにより、その団員が、財団が関わって締結した第三者との契約の継続等が困難になる等、利益の遺失が甚大である場合。
 - ② 当該団員が退団することにより、財団及び団員に損失や不利益をもたらす恐れがある場合。
- (2) 賛助団員には積立金の積立を認めない。従って、積立金を積むことによって生ずる団員としての権利(貸付金の利用、厚生費等の請求等)を付与しない。

第4条1について

- 所定の申込書一細の第1号書式の1・2又は3。
- 理事長の確認一細の第2号書式の1または2。

第5条 「団員の資格を失った場合」とは、次のときをいう。

1. 退職したとき(死亡を含む)。
2. 県内にある教育関係機関を離れたとき。
3. 貸付事故を起こしたとき。

- 自己の都合により脱退した者の再入団は認めない。

第2章 厚生資金の積み立て、払戻し、貸付け、立替え及びあっせん

第8条1 団員の積立金は、毎月給料月額¹の100分の1（100円未満切上げ）に800円を加算した額以上とする。

(1) 団員は、毎年自己の積立金月額と給料月額について、財団所定の方法により理事長に報告する。

2 継続団員の積立金は、当初130万円以上を積み立て、毎月の積み立ては行わない。

3 前各項に規定する積立金のほか、団員の希望によって臨時に積み立てることができる。

4 団員の申し出により、休職中は積み立てなくてもよい。

第9条 厚生資金積立金は、退団・死亡又は脱退のときに、これを払い戻す。

(例規) 厚生資金の払戻しについて

1 厚生資金積立金は、団員が退団又は脱退したとき、本人の請求をまって、これを払い戻す。(細-第3号書式の1・2、継続団員は「継続団員の証」添付。紛失のときは、「紛失届」を添付)

2 厚生資金積立金は、団員が死亡したとき、団員の遺族(1配偶者 2子 3直系尊属 4兄弟姉妹等故人の祭事をとり行う者)の請求をまってこれを払い戻す。(細-第4号書式の1・2、配偶者以外の者が請求のとき「印鑑登録済の印鑑を使用し、請求者の戸籍抄本」を添付)

第10条 積立金は、現職団員には毎月の現在高を、継続団員には毎年1回年度末残高を通知する。

第11条1 団員に対して、次の資金を貸し付けることができる。

生活資金、自動車資金、結婚資金、入学資金、学資金、災害資金及び住宅・宅地資金を貸し付けることができる。

2 団員に対して、退職準備金の借入れを銀行にあっせんすることができる。

3 団員に対して、総合健診等をあっせんすることができる。

1 給料月額には、教職調整額、調整額を含む。

積立金月額が第8条の1に達しない者は、次の制限を受けることになる。

- ・生活資金の借入れは、自己の積立金の範囲内に限られる。
- ・生活資金以外の各種貸付金の借入れはできない。
- ・特別厚生費は、贈与額を半減される。

4 病気休職、介護休暇、育児休業、在外勤務同行休業等の期間中は積み立てなくてもよい。

積立中止届と返済猶予願は一緒に提出すること。

細則第5条により、退職のとき自然退団となるが、積立金の払戻請求がないかぎり、事務局では退団の事実を知ることができない。そのため、諸貸付金の返済、あるいは厚生費贈与規程第19条の功績者感謝の会等に影響するので、払戻請求書を速やかに提出のこと。

1 継続団員に対する貸付けは、生活資金だけである。

第12条 新潟県教職員組合・新潟県学校生活協同組合及び新潟県学校教育用品株式会社に対して、事業資金等を貸し付けることができる。

第13条 この財団で、貸付けに充当する資金の総額は、総資産の10分の7を超えることができない。

第14条 貸付金の利率は、理事会及び評議員会の議決を経てこれを定める。

第3章 評議員の選任

第15条 評議員は各郡市ごとに、その区域内の小・中学校に勤務する団員中から1名選出する。

第16条 評議員が、第5条又は第6条にあてはまるときは、その資格を失う。

第16条に規定するほか、任期中第15条前段の「区域」外に異動したときも、その資格を失うことになる。

付 則

第17条 この細則の施行に必要な規程は、理事会及び評議員会の議決を経て、これを定める。

第18条 この細則は、平成15年4月1日から、これを施行する。

平成17年4月1日 一部改正

平成17年5月17日 一部改正

平成18年4月1日 一部改正

平成20年4月1日 一部改正

平成21年4月1日 一部改正

III 諸 規 程

Ⅲ 財団 新潟県教職員厚生財団規程

1 支 部 規 程

第1条 支部の設置、組織、運営等は、この規程に定めるところによる。

第2条1 この財団は、各郡市（政令指定都市の新潟市は、各区）に支部を置くことができる。ただし、数郡市を合併して一支部とすることができる。

2 前項のほかに、特別支援学校と高等学校及び大学に各々一支部を置く。

第3条 支部名は、郡市ではその郡市（政令指定都市の新潟市は、各区）名を、特別支援学校と高等学校及び大学ではそれぞれ特別支援学校・高等学校・大学を冠称する。

第4条 支部事務所は、支部長の在勤学校内に置く。

第5条 支部は、本部と緊密な連絡を保ち、事業執行を円滑にすることを目的とする。

第6条 支部は、その支部内の団員をもって組織する。

第7条1 各支部に、支部長及び幹事を若干名置く。

2 支部長は、理事長がこれを委嘱し、役員として待遇する。

3 幹事は、支部長がこれを委嘱する。

4 支部長及び幹事の任期は2年とする。

第8条 支部長は、この財団の事業執行の補助機関として下記の事項を処理する。

1 評議員の選出

2 事業の普及徹底

3 必要事項の調査及び連絡

4 その他

第9条 支部経費は、この財団が毎年度これを支弁する。

付 則

この規程は、平成6年4月1日から、これを施行する。

平成17年4月1日 一部改正

平成19年4月1日 一部改正

平成22年4月1日 一部改正

2 支部長の委嘱は、各支部から支部長候補者の推薦を受けて理事長がこれを委嘱することになるので、各支部は改選期に速やかにその候補者を推薦されたい。

4 任期は2年、ただし重任は妨げない。

4 支部長候補者の推薦を含む。

第9条 「支部経費」は、第8条規定の事業執行のための経費。毎年度予算の範囲内で支部へ送付する。

2 資 産 管 理 規 程

第1条 寄付行為第7条の資産管理は、この規程による。

第2条 この財団の資産は、次の方法によって、理事長がこれを管理する。

1 基 本 財 産

- (1) 確実な公社債を購入すること
- (2) 確実な預貯金・金銭信託とすること

2 運 用 財 産

- (1) 確実な預貯金・金銭信託とすること
- (2) 確実な有価証券を購入すること
- (3) 寄付行為施行細則第11条・第12条による貸付金とすること
- (4) 確実な不動産とすること

第3条 前条第2号の有価証券の銘柄については、理事会の承認を得なければならない。

第4条 寄付行為第10条の一時借入金（その会計年度内の収支をもって償還する一時借入金）は、昭和37年5月14日理事会及び評議員会の議決により、金5,000万円の範囲内で借り入れることができる。

付 則

この規程は、平成6年4月1日から、これを施行する。

平成18年4月1日 一部改正

3 厚生資金積立規程

第1条 寄付行為第4条の積立では、この規程による。

第2条 団員は、厚生資金積立金を、毎月給料支給日に所属長を経て積み立てる。

第3条1 給料が県費支弁の団員の積立金の積立では、県の電算処理方式によって行うものとする。

2 給料が県費支弁以外の団員の積立金の積立では、この財団から送付する払込金明細書に基づき、各所属から下記方法によって送金することをもって行うものとする。

(1) 振替貯金口座払込み（口座 00650-6-77）

(2) 銀行振込み

ア 第四銀行 イ 北越銀行

ウ 大光銀行

3 前項に係わらず、財団と本人の協議により、指定金融機関に登録した口座からの自動振替を認める。

第4条 この財団は、受理した積立金を、積立金明細書に基づいてこれを各自の口座へ計入する。

第5条 積立金の送金に要する料金は、この財団の負担とする。

○積立金の送金料は、第3条に規定する送金方法に限り、この財団の負担とする。

付 則

この規程は、平成14年4月1日から、これを施行する。

平成18年4月1日 一部改正

貸付けに関する規程

(1) 生活資金貸付規程

第1条 寄付行為第4条及び寄付行為施行細則第10条1に規定する資金貸付けのうち、生活資金の貸付けは、この規程による。

第2条 団員が、生活資金を借り受けようとするときは、借用証書を理事長に提出しなければならない。

第3条 生活資金の種類を次のとおりとする。

種類	摘 要	担保物件	提出書類
普通貸付金	○自己の積立額と100万円の合計額を限度とする。	厚生資金積立金	借用証書 (生貸-第1号書式)
特別貸付金	○在団年数10年以上で、定年退職までの期間が3年以内の者に限る。 ○貸付限度額は200万円とする。	厚生資金積立金	借用証書 (生貸-第2号書式)

○特別貸付金の「在団年数」は、勤続年数ではないから、積立期間が中断しても前後通算年数が10年以上であればよいことになる。

(例規) 生活資金貸付けについて

- 1 普通貸付金・特別貸付金は、それぞれ別枠として貸し付ける。
- 2 継続団員に対する貸付けは、積立金の範囲内で3口を限度とする。
- 3 入団後6か月を超えない者に対する貸付けは、積立金の範囲内に限るものとする。
- 4 厚生資金積立金月額が規定額（施行細則第7条1参照）に達しない者及び貸付金の返済状況が不良の者に対する貸付けは、積立金の範囲内に限る。
- 5 介護休暇、休職及び育児休業期間中の者は、自己の積立金の範囲内とする。

1 「それぞれ別枠として」は、それぞれの貸付金の限度額まで借入れができることの意。

第4条1 普通貸付金・特別貸付金の利率は別表による。ただし、将来貸付利率を変更する場合、その改正利率実施日における貸付金残高にも、改正利率を適用するものとする。

2 貸付金の返済を延滞した場合、延滞料は貸付利率の倍額とし、延滞1年以上にわたる場合は、利子を元金に繰り入れるものとする。

(例規) 滞納期間中の利子及び延滞料について

- 1 返済が滞ったときは、第1項の利率により、滞納期間中の利子を徴収する。
- 2 返済期限までに、理事長の承認なく、貸付金元金の返済を完了しないときは、その残額に対して延滞料を徴収する。
延滞料は貸付金利子の2倍の額とする。

第5条 返済期間は、長期及び短期の2種類とする。

第6条1 普通貸付金は、借入限度額の範囲内で3口を限度とする。

2 他の資金貸付残高との関係から、貸付けを制限することがある。

第7条1 普通貸付金の返済方法は、貸付金元利を別に定める返済期間・返済月額表により均等月賦返済とする。

2 特別貸付の返済は、退団時に一括返済するものとする。ただし、利子は毎月納入しなければならない。

3 内入返済を認める。

(例規) 生活資金の貸付け及び返済方法について

退団・死亡及び脱退のときは、貸付金残高を一括返済するものとする。

第8条 生活資金の借受人は、この財団が加入している全国教職員互助団体協議会と保険会社との間で契約している「一般資金貸付保険」の適用を受けるものとする。ただし、保険料相当額はこの財団が負担するものとする。

第9条 担保物件は次のとおりとする。

厚生資金積立金

第10条1 借受人が、返済期限に至って、やむを得ない事情のために完済することができないときは、その事情をつまびらかにして理事長に願い出て、理事長の承認を得なければならない。(生貸-第3号書式の1・2・3)

2 理事長は、前項の事情を調査して、やむを得ないと認めた場合、1年以内の返済延期を許すことがある。

付 則

この規程による新規の受付は、平成15年3月31日までとし、以後は受付ない。

○給料から当財団分の引去額が、1か月10万円を超えるか若しくは、給料月額 $\frac{1}{3}$ 以上の場合は原則として、新たな貸付けを行わない。

○貸付期限内で、元利残高を一括返済してもよい。この際の元利残高は、財団が算定する。

○継続団員についての返済は口座振替とする。

○「一括返済」とは、借り受けた貸付金の元利残高全額を即時返済することの意である。

○厚生資金積立金は、退団・死亡又は脱退のとき、担保物件として、貸付金残高と清算する。ただし、在団中は返済金の担保として、その全部又は一部を引きおろすことはできない。

○借受人が、育児休業で無給休職となり、その期間中(最長1年以内)の借入金返済について猶予を希望するときは、理事長に借入金返済猶予願を提出し、理事長の承認を得なければならない。なお、返済猶予期間中の借入金利子は、財団で算定し、借受人に通知する。

(2) 住宅・宅地資金貸付規程

第1条 寄付行為第4条及び寄付行為施行細則第10条1に規定する資金貸付けのうち、住宅・宅地資金の貸付けは、この規程による。

第2条 団員（継続団員及び在団1年以内の団員を除く。）が、自己の用に供するために、住宅の新築、改築、増築、修理若しくは購入、又は宅地の購入に資金を必要とする場合、願い出によって住宅・宅地資金を貸し付ける。

ただし、次の者は不合格とする。

- 1 最近1年間の厚生資金積立状況が不良な者
- 2 貸付金の返済状況が不良な者
- 3 返済能力が不十分と考えられる者
- 4 住宅又は宅地の所有権が、団員自身に継続しないと認められる場合
- 5 土地が農地転用許可を得る見込みのない場合
- 6 建築及び購入の計画が、不確実又は必要限度を超えると認められる場合
- 7 その他不合格と認められる場合

なお、合格者で、貸付条件に反すると認められた場合、理事長はいつでもこの貸付けを取消することができる。

第3条 住宅・宅地資金を借り受けようとするときは、別に定める住宅・宅地資金借入申込書を、理事長に提出しなければならない。

（住・宅貸－第1号書式）

第4条 住宅・宅地資金の貸付金額は、50万円を単位とし、100万円以上1,300万円までとする。

第5条 貸付金の利率は別表による。ただし、将来貸付利率を変更する場合、その改正利率実施日における貸付金残高にも、改正利率を適用するものとする。

（例規） 滞納期間中の利子及び延滞料について

滞納期間中の利子及び延滞料については、生活資金貸付規程第4条2及び同条の例規を適用する。

○第2条について

- ・この貸付けは1世帯1住宅・1宅地を原則とする。
- ・この条項の規定にかかわらず、次の場合にも貸し付ける。
 - ア 現に居住する同一敷地内に車庫、アトリ等職業上必要と認められる建物を新築するとき
 - イ 家屋の付属施設・宅地の整備等のため、次の工事を行うとき
 - ①下水道工事・土留・塀の工事
 - ②消雪井戸、消雪パイプ敷設等の工事
 - ③屋敷内の舗装、物置の造設
- ・同第4項について
団員及び配偶者の居宅、又はそれを建てるための宅地であること。同居しない親・子・他人のための住宅・宅地は該当しない。
- ・同第7項について
 - ア 本人が居住することを常態としない土地・建物
 - イ 営利を目的とする事業を営む土地・建物
 - ウ 建築又は購入してから1年以上経過した住宅・宅地の資金に充てる場合等

○建築計画確認のため念書の提出を求めることがある。

○第4条について

- ・団員である配偶者・同居する子にも申込みがあれば貸し付ける。

第6条1 返済期限は、次表のとおりとする。

貸付金額	返済期限
100万円以上～150万円	12年(144回)
200万円"～350万円	15年(180回)
400万円"～650万円	20年(240回)
700万円"～950万円	25年(300回)
1,000万円以上	30年(360回)

2 返済方法は、次のいずれかによるものとする。ただし、退団・死亡及び脱退のときは、借受金を一括返済しなければならない。

- (1) 元利金を月賦で均等返済する。
- (2) 元金の半額を元利均等月賦返済、半額をボーナス返済とする。

3 内入返済を認める。

(例規) 返済期間中に所有権を失ったとき

住宅・宅地資金を借り受けて求めた住宅・宅地を、借受人が返済期間中に売却等によって所有権を失ったときは、借受残金を一括返済しなければならない。

第7条 住宅・宅地資金の借受人は、この財団が加入している全国教職員互助団体協議会と保険会社との間で契約している「住宅資金貸付保険」の適用を受けるものとする。ただし、保険料相当額はこの財団が負担するものとする。

第8条1 貸付けを決定するために、選考委員会を設ける。

2 選考委員会は、毎月(第3水曜日)に開く。必要によって臨時に開くことができる。

3 第1項の選考委員は、この財団の常勤理事をこれに充てる。

第9条 住宅・宅地資金の貸付けは、貸付けを決定した月の翌月とする。

ただし、借受人の希望又はこの財団の資金運用の都合によって、変更することができる。

○借用金額が300万円までの改築・修理資金等については、借受人の希望により貸付け決定月の送金を認める。

第10条 貸付けを決定された者は、所定の借用証書に必要書類を添えて、理事長に提出しなければならない。(住・宅貸-第2号書式の1・2)

(例規) 提出書類並びに添付書類について

1 貸付けを決定された者は、所定の借用証書に下記の書類を添付すること。

- (1) 宅地購入の場合
 - 土地売買契約書写
 - 農地転用許可書写または受理証明書(地目が農地のとき)
 - 売買委任状写(業者代理売買のとき)

- (2) 住宅の新築、増改築、全面改築の場合
 - 建築確認通知書写
 - 工事見積明細書写
 - 家屋平面図
 - (3) 住宅の修繕・模様替の場合
 - 工事見積明細書写
 - 新旧家屋平面図
 - (4) 住宅と土地を購入する場合
 - 土地・家屋売買契約書写
 - 売買委任状写（業者代理売買のとき）
 - 土地・家屋の平面図
 - (5) 下水道・土留・塀の工事、消雪井戸・消雪パイプ工事、屋敷内舗装の場合
 - 工事見積明細書写 ○工事に係る平面図
 - (6) 車庫・アトリエ・物置の造設の場合
 - 工事見積明細書写
 - 車庫・アトリエ・大きい物置は、前掲の新築に準ずるが、小さい物置は、屋敷内の建物配置図
- 2 住宅の建築が完工したときは、家屋建築完工届を提出すること。

第11条 担保物件は次のとおりとする。

厚生資金積立金

○厚生資金積立金は、退団・死亡又は脱退のとき、担保物件として、貸付金残高と清算する。ただし、在団中は返済金の担保として、その全部又は一部を引きおろすことはできない。

第12条 1 借受人が、返済期限に至って、やむを得ない事情のために完済することができないときは、その事情をつまびらかにして理事長に願い出て、理事長の承認を得なければならない。（生貸—第3号書式の1・2・3）

○借受人が、育児休業で無給休職となり、その期間中（最長1年以内）の借入金返済について猶予を希望するときは、理事長に借入金返済猶予願を提出し、理事長の承認を得なければならない。なお、返済猶予期間中の借入金利子は、財団で算定し、借受人に通知する。

2 理事長は、前項の事情を調査して、やむを得ないと認めた場合、1年以内の返済延期を許すことがある。

付 則

この規程による新規の受付は、平成15年3月31日までとし、以後は受付ない。

(3) 災害資金貸付規程

第1条 寄付行為第4条及び寄付行為施行細則第10条1に規定する資金貸付けのうち、災害復興のための資金の貸付けは、この規程による。

第2条 団員（継続団員及び在団1年未満の団員を除く）で、特別厚生費の災害見舞金を受けた罹災者に対し、願い出によって災害資金を貸し付ける。

第3条 災害資金を借り受けようとするときは、被災の日から1年以内に災害資金借入申込書を、理事長に提出しなければならない。

第4条 この貸付金は、500万円を限度とし、100万円以上50万円刻みとする。

第5条 災害資金貸付金の利率は別表による。ただし、将来貸付利率を変更する場合、その改正利率実施日における貸付金残高にも、改正利率を適用するものとする。

（例規） 滞納期間中の利子及び延滞料について

滞納期間中の利子及び延滞料については、生活資金貸付規程第4条2及び同条の例規を適用する。

第6条1 返済期限は、貸付金額100万円以上150万円までは12年以内、200万円以上350万円までは15年以内、400万円以上は20年以内とする。

2 返済方法は、次のいずれかによるものとする。ただし、団員が退団・死亡及び脱退のときは、借受金を一括返済しなければならない。

(1) 元利金を月賦で均等返済する。

(2) 元金の半額を元利均等月賦返済、半額をボーナス返済とする。

3 内入返済を認める。

第7条 災害資金の借受人は、この財団が加入している全国教職員互助団体協議会と保険会社との間で契約している「一般資金貸付保険」の適用を受けるものとする。ただし、保険料相当額はこの財団が負担するものとする。

第8条 災害資金貸付金の貸付けを決定するために、選考委員会を設ける。選考委員は、この財団の常勤理事をこれに充てる。

第9条 災害資金貸付金の貸付けは、貸付けを決定した月の翌月とする。ただし、借受人の希望、又はこの財団の資金運用の都合により、変更することができる。

第10条 貸付けを許可された者は、所定の借用書に必要書類を添えて理事長に提出しなければならない。

○この貸付けは、他の貸付けがあっても制限を受けない。

○団員である配偶者及び同居する子にも、申込みがあれば貸し付けることができる。

○大災害等で資金運用上著しく支障のあるときは、貸付期日を延期あるいは貸付金額を削減することがある。

○住・宅貸第2条の不合格規定及び例規を準用する。

○「必要書類」とは、災害見舞申請時に添付した書類一式をさす。

第11条 担保物件は次のとおりとする。

厚生資金積立金

○厚生資金積立金は、退団・死亡又は脱退のとき、担保物件として、貸付金残高と清算する。ただし、在団中は返済金の担保として、その全部又は一部を引きおろすことはできない。

第12条 1 借受人が、返済期限に至って、やむを得ない事情のために完済することができないときは、その事情をつまびらかにして理事長に願い出て、理事長の承認を得なければならない。（生貸－第3号書式の1・2・3）

○借受人が、育児休業で無給休職となり、その期間中（最長1年以内）の借受金返済について猶予を希望するときは、理事長に借受金返済猶予願を提出し、理事長の承認を得なければならない。なお、返済猶予期間中の借受金利子は、財団で算定し、借受人に通知する。

2 理事長は、前項の事情を調査して、やむを得ないと認めた場合、1年以内の返済延期を許すことがある。

付 則

この規程による新規の受付は、平成15年3月31日までとし、以後は受付ない。

(4) 自動車資金貸付規程

第1条 寄付行為第4条及び寄付行為施行細則第10条1に規定する資金貸付のうち、自動車資金の貸付は、この規程による。

第2条 団員（継続団員及び在団6か月以内の団員を除く）が自己の用に供するために自動車の購入に資金を必要とする場合、申し出によって自動車資金を貸し付ける。

第3条 自動車資金を借り受けようとするときは、自動車資金の借用証書を理事長に提出しなければならない。（自貸-第1号書式の1）

第4条1 自動車資金の貸付金額は、10万円を単位とし、250万円までとする。ただし、資金の都合により、貸付金を制限することもある。また、1人1件とする。

2 他の資金貸付残高との関係から、貸付金を制限することがある。

第5条 貸付金の利率は別表による。ただし、将来貸付利率を変更する場合、その改正利率実施日における貸付金残高にも、改正利率を適用するものとする。

（例規） 滞納期間中の利子及び延滞料について

滞納期間中の利子及び延滞料については、生活資金貸付規程第4条2及び同条の例規を適用する。

第6条1 返済期限は、貸付金額40万円までは2年（24か月）又は3年（36か月）、50万円以上250万円までは3年（36か月）、又は5年（60か月）とする。

2 返済方法は、貸付金元利金を別に定める返済額表により、40万円までは、元利均等月賦返済。50万円以上は、元利均等月賦返済、又は元金の半額を元利均等月賦返済、半額をボーナス返済によるものとする。ただし、退団・死亡及び脱退のときは、借受残金を一括返済しなければならない。

3 内入返済を認める。

第7条 自動車資金の借受人は、この財団が加入している全国教職員互助団体協議会と保険会社との間で契約している「一般資金貸付保険」の適用を受けるものとする。ただし、保険料相当額はこの財団が負担するものとする。

第2条について

購入とは、
自動車・自動二輪車の購入

第4条について

1人1件とは、
1人が1台の車を購入するための借受金の清算が済むまでをいう。

第8条 担保物件は次のとおりとする。

厚生資金積立金

第9条1 借受人が、返済期限に至って、やむを得ない事情のために完済することができないときは、その事情をつまびらかにして理事長に願い出て、理事長の承認を得なければならない。（生貸－第3号書式の1・2・3）

2 理事長は、前項の事情を調査して、やむを得ないと認めた場合、1年以内の返済延期を許すことがある。

付 則

この規程による新規の受付は、平成15年3月31日までとし、以後は受付ない。

○厚生資金積立金は、退団・死亡又は脱退のとき、担保物件として、貸付金残高と清算する。ただし、在団中は返済金の担保として、その全部又は一部を引きおろすことはできない。

○借受人が、育児休業で無給休職となり、その期間中（最長1年以内）の借受金返済について猶予を希望するときは、理事長に借受金返済猶予願を提出し、理事長の承認を得なければならない。なお、返済猶予期間中の借受金利子は、財団で算定し、借受人に通知する。

(5) 学資金貸付規程

第1条 寄付行為第4条及び寄付行為施行細則第10条1に規定する資金貸付けのうち、学資金の貸付けは、この規程による。

第2条 学資金の貸付けは、団員の子（団員が父母に代わって養育する者を含む）で、第3条に定める貸費生の資格をもつ者の修学に必要な資金を、親権者である団員（継続団員及び在団1年未満の団員は除く）の願い出によって、貸し付けるものである。

第3条 貸費生は、学校教育法第1条に定める大学、又はこれと同程度の学校・学年に在学する者でなければならない。

第4条 学資金の貸付金額は、貸付け開始の月から卒業の月まで、月額10万円以内とし、毎年3期（4月・8月・12月）に分け、その期間分を、前金で貸し付ける。

第5条 学資金を借り受けようとする者は、次の書類を添え、毎年4月15日までに願い出なければならない。ただし、締切期日後入学決定等のため、借入れの必要を生じた場合は、事情をつまびらかにして、願い出ることができる。

なお、災害等により、経済事情急変のため、借入れの必要を生じたときは、随時願い出ることができる。

- 1 学資金借用願（学貸－第1号書式）
- 2 貸費生の新入大学の在学証明書（貸付け開始までに提出しなければならない）
- 3 貸費生を、父母に代わって養育する者であるときは、その貸費生の戸籍謄本

第6条 貸付けを決定するため、選考委員会を設ける。選考委員は、この財団の常勤理事をこれに充てる。

第7条1 学資金の貸付けを許可されたときは、直ちに借用人は誓約書（学貸－第2号書式）を提出しなければならない。

第3条「同程度の学校・学年」について

○国公立を問わないが、
・入学資格が高等学校卒業程度で
・修業年限2年以上のものをいう。

○国立高等専門学校は該当する。
○厚生省関係の各種学校及び日本の大学と同等程度以上の外国大学は該当する。

第3条・5条・10条の関連運用
○同一大学に在学し、卒業（終了）後、引続き上級課程に進学する場合は、その期間中、貸付けの対象となる。

その際は、その事実をつまびらかにして学資金借用願を提出しなければならない。

なお、この際は、同時に前課程にかかる学資金返済延期願も提出するものとする。

2 学資金の借受人は、この財団が加入している全国教職員互助団体協議会と保険会社との間で契約している「一般資金貸付保険」の適用を受けるものとする。ただし、保険料相当額はこの財団が負担するものとする。

第8条 貸費生が、休学・復学、若しくは退学・死亡したとき、又は貸費を必要としなくなったときは、借用人は理事長に届け出なければならない。

第9条 1 貸費生が休学したときは、その翌月から復学の前月までの間、及び留年又は卒業延期となったときは、学資金の貸付けを休止する。

2 貸費生が、退学・死亡及び選考委員会が貸費の必要がないと認めるときは、翌月から学資金の貸付けを停止する。

○ A大在学の貸費生が、B大に転じた場合、B大での学資金貸付けを希望するときは、改めて借入れを申し込まなければならない。

第10条 貸費生が卒業したとき、又は借用人が学資金貸付けを停止されたときは、直ちに、借用人は学資金借用証書（学貸－第3号書式）を提出しなければならない。

第11条 貸付金の利率は、別表による。ただし、将来貸付利率を変更する場合、その改正利率実施日における貸付金残高にも、改正利率を適用するものとする。

（例規） 滞納期間中の利子及び延滞料について

滞納期間中の利子及び延滞料については、生活資金貸付規程第4条2及び同条の例規を適用する。

第12条 1 貸付金の返済は、卒業した翌月から、在学中の貸付金とその期間の利子の合計額を、在学中に貸し付けた年月数の2倍に相当する期間内に、月賦均等返済しなければならない。

2 借用人は、学資金貸付けを停止されたとき、前項に準じて、翌月から貸付金の返済を行わなければならない。

3 借用人が退団・死亡、又は脱退の場合は、貸付金元利残高を一括返済しなければならない。

4 内入返済を認める。

第13条 借用人が、住所・勤務場所又は氏名を変更したときは、直ちに理事長に届け出なければならない。

第14条 担保物件は次のとおりとする。

厚生資金積立金

○ 厚生資金積立金は、退団・死亡又は脱退のとき、担保物件として、貸付金残高と清算する。ただし、在団中は返済金の担保として、その全部又は一部を引きおろすことはできない。

第15条1 借受人が、返済期限に至って、やむを得ない事情のために完済することができないときは、その事情をつまびらかにして理事長に願い出て、理事長の承認を得なければならない。（生貸－第3号書式の1・2・3）

2 理事長は、前項の事情を調査して、やむを得ないと認めた場合、1年以内の返済延期を許すことがある。

付 則

この規程による新規の受付は、平成15年3月31日までとし、以後は受付ない。

○借受人が、育児休業で無給休職となり、その期間中（最長1年以内）の借受金返済について猶予を希望するときは、理事長に借受金返済猶予願を提出し、理事長の承認を得なければならない。なお、返済猶予期間中の借受金利子は、財団で算定し、借受人に通知する。

(6) 入学資金貸付規程

第1条 寄付行為第4条及び寄付行為施行細則第10条1に規定する資金貸付けのうち、入学資金の貸付けは、この規程による。

第2条 団員の子（団員が父母に代わって養育する者を含む）が、第3条に定める学校に入学を許可され、入学に伴う資金の必要を生じたときは、親権者である団員（継続団員及び在団1年未満の団員を除く）の申し出によって、入学資金を貸し付ける。

第3条 この資金の貸付対象となる学校は、学校教育法第1条に定める大学、又はこれと同程度の学校をいう。

第4条 入学資金の貸付金額は、入学生1名につき、150万円以内とする。

第5条 貸付金の利率は、別表による。ただし、将来貸付利率を変更する場合、その改正利率実施日における貸付金残高にも改正利率を適用するものとする。

（例規） 滞納期間中の利子及び延滞料について

滞納期間中の利子及び延滞料については、生活資金貸付規程第4条2及び同条の例規を適用する。

第6条1 返済期限は、20万円は4年（48か月）、40万円は5年（60か月）、60万円は6年（72か月）、80万円は7年（84か月）、100万円以上150万円までは8年（96か月）とし元利金を月賦で均等返済するものとする。
ただし、借用人が退団・死亡及び脱退のときは、借受金を一括返済しなければならない。

2 内入返済を認める。

第7条 入学資金を借り受けようとするときは、入学決定後3か月以内に、入学資金借用証書と次の添付書類を理事長に提出しなければならない。

- 1 入学資金借用願（入貸-第1号書式）
- 2 大学入学許可を証する書類、又は在学証明書
- 3 入学生を父母に代わって養育する者であるときは、入学生の戸籍謄本

第8条 入学資金の借受人は、この財団が加入している全国教職員互助団体協議会と保険会社との間で契約している「一般資金貸付保険」の適用を受けるものとする。ただし、保険料相当額はこの財団が負担するものとする。

○短大より4年制大3年次への編入、転学、修士課程、博士課程への進学で再度借り受けようとするときは、前回の借受残額を一括返済したときに限り、借り受けることができる。

第3条 貸付対象となる学校については、学資金貸付規程の「備考」を準用する。

第4条 ・貸付限度額は、入学生1名についての限度額である。
・100万円以内については、20万円きざみの額とする。

第9条 担保物件は次のとおりとする。

厚生資金積立金

第10条 1 借受人が、返済期限に至って、やむを得ない事情のために完済することができないときは、その事情をつまびらかにして理事長に願い出て、理事長の承認を得なければならない。（生貸—第3号書式の1・2・3）

2 理事長は、前項の事情を調査して、やむを得ないと認めた場合、1年以内の返済延期を許すことがある。

付 則

この規程による新規の受付は、平成15年3月31日までとし、以後は受付ない。

○厚生資金積立金は、退団・死亡又は脱退のとき、担保物件として、貸付金残高と清算する。ただし、在団中は返済金の担保として、その全部又は一部を引きおろすことはできない。

○借受人が、育児休業で無給休職となり、その期間中（最長1年以内）の借入金返済について猶予を希望するときは、理事長に借入金返済猶予願を提出し、理事長の承認を得なければならない。なお、返済猶予期間中の借入金利子は、財団で算定し、借受人に通知する。

(7) 育児休業資金貸付規程

第1条 寄付行為第4条及び寄付行為施行細則第10条1に規定する資金貸付のうち、育児休業資金の貸付は、この規程による。

第2条 育児休業法に基づく育児休業の許可を受けた団員（継続団員及び在団6か月以内の団員を除く）で、その期間中育児のための資金を必要とする場合、申し出によって育児休業資金を貸し付ける。

（育貸－第1号書式）

第3条 育児休業資金を借り受けようとするときは、育児休業資金の借用証書を理事長に提出しなければならない。

第4条1 育児休業資金の貸付金額は、育児休業開始の月から職務復帰の月までの範囲内で、月額5万円以内とし、その期間分を前金で貸し付ける。貸付月数は12か月以内とする。

2 他の資金貸付残高との関係から貸付を制限することがある。

第5条 貸付金の利率は、別表による。ただし、将来貸付利率を変更する場合、その改正利率実施日における貸付金残高にも、改正利率を適用するものとする。

（例規） 滞納期間中の利子及び延滞料について

このことについては、生活資金貸付規程第4条2及び同条の例規を適用する。

第6条1 貸付金の返済は、育児休業の終了した翌月から返済するものとする。

2 返済期限は貸付金額40万円までは2年（24か月）、60万円までは3年（36か月）とする。

3 返済方法は、貸付金元利金を別に定める返済額表により、元利均等月賦返済とする。ただし、退団・死亡及び脱退のときは、借受残金を一括返済しなければならない。

4 内入返済を認める。

第7条 育児休業資金の借受人は、この財団が加入している全国教職員互助団体協議会と保険会社との間で契約している「一般資金貸付保険」の適用を受けるものとする。ただし、保険料相当額はこの財団が負担するものとする。

第4条の1

貸付実施月から職務復帰までの期間利子は、その期間に相当する月数により、元利均等月賦返済月額とは別途に指定した方法により払うものとする。

第8条 担保物件は次のとおりとする。

厚生資金積立金

第9条1 借受人が、返済期限に至って、やむを得ない事情のために完済することができないときは、その事情をつまびらかにして理事長に願い出て、理事長の承認を得なければならない。（生貸一第3号書式の1・2・3）

2 理事長は、前項の事情を調査して、やむを得ないと認めた場合、1年以内の返済延期を許すことがある。

付 則

この規程による新規の受付は、平成15年3月31日までとし、以後は受付ない。

○厚生資金積立金は、退団・死亡又は脱退のとき、担保物件として、貸付金残高と清算する。ただし、在団中は返済金の担保として、その全部又は一部を引きおろすことはできない。

○借受人が、育児休業で無給休職となり、その期間中（最長1年以内）の借入金返済について猶予を希望するときは、理事長に借入金返済猶予願を提出し、理事長の承認を得なければならない。なお、返済猶予期間中の借入金利子は、財団で算定し、借受人に通知する。

団体事業資金貸付規程

第1条 寄付行為第4条及び寄付行為施行細則第12条に規定する資金貸付のうち、団体事業資金の貸付けは、この規程による。

第2条 事業資金貸付の対象となる団体は、新潟県教職員組合・新潟県学校生活協同組合及び新潟県学校教育用品株式会社とする。

第3条 事業資金の貸付金額は、この財団の常勤理事が、借受団体の責任者から資金充当の事業及び希望金額等を聴取して決定する。

第4条 貸付金の利率は、別表による。ただし、将来貸付利率を変更する場合、その改正利率実施日における貸付金残高にも改正利率を適用するものとする。

(例規) 滞納期間中の利子及び延滞料について

滞納期間中の利子及び延滞料については、生活資金貸付規程第4条2及び同条の例規を適用する。

第5条 返済期限は、貸付金額を勘案し、借受人と協議の上決定する。

第6条1 借受人の名義は、借受団体の代表者とする。

2 借受人が役職を退いた時は、その後任者が返済の責を負うものとする。

第7条1 連帯保証人は、有力者2名以上とする。ただし、うち1名は借受団体の役職にある有力者を充てるものとする。

2 連帯保証人についても前条2項を準用するものとする。

第8条 貸付けを許可された者は、借用証書及び関係書類を提出しなければならない。

(例規) 提出書類並びに添付書類について

1 不動産(土地・建物)購入資金借入れの場合

○借用証書 ○借用人(当該団体の代表者)及び連帯保証人の印鑑証明書各1通
○不動産売買契約証書の写(地積測量図・更生図・建物平面図・同側面図等を添付)

2 建物建築の場合

○借用証書 ○借用人(当該団体の代表者)及び連帯保証人の印鑑証明書各1通
○建築請負契約証書の写(建築確認書写・建物平面図・同側面図等添付のもの)

3 その他の用途(新学協・教育用品株式会社の事業資金)の場合

○借用証書(必要により、印鑑証明書及び登記簿謄本)
○この財団常勤理事がその都度協議して決定する担保条件

第9条 この事業資金を不動産の購入・建築等に充てた場合は、当該事業

第2条 「教職員組合」には、支部を含むものとする。

第6条・第7条の例
郡市教育会館などの建築費の場合

(例1)

借受人 郡市執行委員長
連帯保証人 郡市書記長
財団支部長

(例2)

借受人 郡市執行委員長
連帯保証人 郡市副執行委員長
郡市書記長

完了後速やかに事業完了届を提出するとともに、第一順位の抵当権を設定しなければならない。

第10条 借受人・連帯保証人がその役職を退いたときは、その変更届及び抵当権設定契約書の名義人の変更届を提出しなければならない。

付 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

平成18年4月1日 一部改正

貸 付 規 程

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 寄付行為第 4 条及び寄付行為施行細則第 11 条 1 に規定する資金貸付に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(種 類)

第 2 条 貸付は、一般資金貸付（目的別貸付金）と住宅・宅地資金貸付とし、つぎのとおりとする。

(1) 一般資金貸付

- ① 生活資金貸付
- ② 自動車資金貸付
- ③ 結婚資金貸付
- ④ 入学資金貸付
- ⑤ 学資金貸付
- ⑥ 災害資金貸付

(2) 住宅・宅地資金貸付

(担 保)

第 3 条 この貸付は、団員の厚生資金積立金及び厚生費を担保とする。

(貸付限度)

第 4 条 貸付限度額は、各貸付規程による。

(貸付制限)

第 5 条 次の事項に該当する団員については、貸付規程及び貸付限度の規定にかかわらず、貸付の制限をする。

(1) 貸付をしない団員

- ① 在団 6 か月未満及び無給の団員
- ② 未成年の団員

ただし、法定代理人による同意書並びに続柄を確認できるもの（戸籍謄本）の提出があれば貸付けできる。

- ③ 貸付金の返済月額が給料月額の 30% を超えた団員
- ④ 貸付金の返済状況が不良で、返済能力を欠いている団員
- ⑤ 厚生資金積立金月額が規定額に達していない団員
- ⑥ 事由発生から 1 年経過したもの

(2) 継続団員への貸付は、生活資金貸付のみとする。

(利 率)

第 6 条 貸付金の利率は、別表 I の(1)貸付利率一覧表による。

なお、将来貸付利率を変更する場合、その改正利率実施日における貸付金残高にも、改正利率を適用するものとする。

(申込と貸付)

第7条1 貸付を希望する者は、借受申込書と添付書類を理事長に提出しなければならない。借用証書を同時に提出することも認める。

2 貸付について理事長決裁を得た者は、借用証書を提出し、必要書類が整ったことの確認後、送金を行なうものとする。ただし、申込時に必要書類が完備されている場合は、理事長決裁後、直ちに送金する。

3 上記にかかわらず、財団の資金の都合により送金が遅れることがある。

(返済方法)

第8条1 貸付金の返済期間は、各貸付規程による。

2 内入返済を認める。

3 貸付金の借換貸付を認める。ただし、同じ種類の既借入金の返済回数が24回未満の場合は借換えを認めない。

4 退団・死亡及び脱退のときは、貸付金元利残高を一括返済するものとする。

(延滞利子と返済猶予)

第9条1 貸付金の返済を延滞した場合、延滞料は貸付利率の倍額とし、延滞1年以上にわたる場合は、利子を元金に繰り入れるものとする。

2 借受人が次の各号のいずれかに該当し、返済の猶予を希望するときは、猶予願と休業及び罹災を証明する書類を理事長に提出し、承認を得なければならない。

(1) 育児休業の承認を受けた者

(2) 介護休業の承認を受けた者

(3) 心身の故障のため長期の休業を要する場合

(4) 大学院就学休業の承認を受けた者

(5) 住宅が水震火災の非常災害により損害を受けたとき

3 理事長は、前項の事情を調査して、やむを得ないと認めた場合、返済猶予を認めることがある。

(1)から(4)については法律に定める期間を猶予期間とし、(5)については最大1年とする。

なお、返済猶予期間の貸付金利子は、財団で算定する。

(債権の保全)

第10条1 財団は、この規程による債権の保全を図るため、加入している全国教職員互助団体協議会と保険会社との間で契約している「一般資金貸付保険」及び、「住宅資金貸付保険」の適用を受けるものとする。ただし、保険料は財団が負担する。

2 財団は、借受人に債務不履行が発生した場合又は借受人の債務不履行の可能性が極めて高い場合、債権の保全のため、当該借受人の個人情報、別表Ⅳのとおり第三者に提供する。

(貸付の取消と清算)

第11条 貸付決定後、貸付条件に反すると認められた場合、理事長はいつでもこの貸付を取消することができる。その場合、借受人は貸付金元利残高を一括返済するものとする。

第2章 一般資金貸付細則

生活資金貸付

(目的)

第1条 団員が、資金を必要とする場合は、生活資金を貸付ける。

(申込方法)

第2条 生活資金を借受けようとするときは、生活資金の借受申込書と借用証書を理事長に提出しなければならない。

(貸付限度)

第3条1 生活資金の貸付限度額は200万円とする。

2 継続団員に対する貸付は積立金の範囲内とする。

(利率)

第4条 貸付金の利率は別表Ⅰの(1)貸付利率一覧表による。

(返済方法)

第5条 貸付金の返済回数は72回とし、次のいずれかの方法とする。ただし、継続団員は元利均等月賦返済とする。

- ① 元利均等月賦返済
- ② 元利均等月賦返済とボーナス併用返済

詳細は別表Ⅱの(1)生活資金貸付金返済回数表による。返済月額は別に定める。

自動車資金貸付

(目的)

第1条 団員が、自動車（自動二輪車等）の購入及び車検・修理等に資金を必要とする場合は、自動車資金を貸付ける。

(申込方法)

第2条1 自動車資金を借受けようとするときは、自動車資金の借受申込書と借用証書及び添付書類を理事長に提出しなければならない。

2 添付書類は別表Ⅲの添付書類一覧表による。

(貸付限度)

第3条 自動車資金の貸付限度額は300万円とする。

(利率)

第4条 貸付金の利率は別表Ⅰの(1)貸付利率一覧表による。

(返済方法)

第5条 貸付金の返済回数は72回とし、次のいずれかの方法とする。

- ① 元利均等月賦返済
- ② 元利均等月賦返済とボーナス併用返済

詳細は別表Ⅱの(2)自動車資金貸付返済回数表による。返済月額は別に定める。

結婚資金貸付

(目的)

第1条 団員及び、団員の子（団員が父母に代わって養育する者を含む）が、結婚のために資金が必要な場合は、団員に結婚資金を貸付ける。

(申込方法)

第2条 1 結婚資金を借受けようとするときは、結婚資金の借受申込書と借用証書及び添付書類を理事長に提出しなければならない。

2 添付書類は別表Ⅲの添付書類一覧表による。

(貸付限度)

第3条 結婚資金の貸付限度額は300万円とする。

(利率)

第4条 貸付金の利率は別表Ⅰの(1)貸付利率一覧表による。

(返済方法)

第5条 貸付金の返済回数は120回とし、次のいずれかの方法とする。

① 元利均等月賦返済

② 元利均等月賦返済とボーナス併用返済

詳細は別表Ⅱの(3)結婚資金貸付返済回数表による。返済月額は別に定める。

入学資金貸付

(目的)

第1条 団員及び、団員の子（団員が父母に代わって養育する者を含む）が、大学院・大学、専門学校並びに高等学校、私立中学校等に入学を許可され、入学に伴う資金が必要な場合は、団員に入学資金を貸付ける。

(申込方法)

第2条 1 入学資金を借受けようとするときは、入学資金の借受申込書と借用証書及び添付書類を理事長に提出しなければならない。

2 添付書類は別表Ⅲの添付書類一覧表による。

(貸付限度)

第3条 入学資金の貸付限度額は300万円とする。

(利率)

第4条 貸付金の利率は別表Ⅰの(1)貸付利率一覧表による。

(返済方法)

第5条 貸付金の返済回数は120回とし、次のいずれかの方法とする。

① 元利均等月賦返済

② 元利均等月賦返済とボーナス併用返済

詳細は別表Ⅱの(4)入学資金貸付返済回数表による。返済月額は別に定める。

学 資 金 貸 付

(目 的)

第1条 団員及び、団員の子（団員が父母に代わって養育する者を含む）が、大学院・大学、専門学校並びに高等学校、私立中学校等に在学し、その修学に伴う資金が必要な場合は、団員に学資金を貸付ける。

(申込方法)

第2条 1 学資金を借受けようとするときは、学資金の借受申込書と借用証書及び添付書類を理事長に提出しなければならない。

2 添付書類は別表Ⅲの添付書類一覧表による。

(貸付限度)

第3条 学資金の貸付限度額は300万円とする。

(利 率)

第4条 貸付金の利率は別表Ⅰの(1)貸付利率一覧表による。

(返済方法)

第5条 貸付金の返済回数は120回とし、次のいずれかの方法とする。

- ① 元利均等月賦返済
- ② 元利均等月賦返済とボーナス併用返済

詳細は別表Ⅱの(5)学資金貸付返済回数表による。返済月額は別に定める。

災 害 資 金 貸 付

(目 的)

第1条 団員が、特別厚生費の災害見舞金を受け、その災害復興のために資金を必要とする場合は、団員に災害資金を貸付ける。

(申込方法)

第2条 1 災害資金を借受けようとするときは、災害資金の借受申込書と借用証書及び添付書類を理事長に提出しなければならない。

2 添付書類は別表Ⅲの添付書類一覧表による。

(貸付限度)

第3条 災害資金の貸付限度額は300万円とする。

(利 率)

第4条 貸付金の利率は別表Ⅰの(1)貸付利率一覧表による。

(返済方法)

第5条 貸付金の返済回数は120回とし、次のいずれかの方法とする。

- ① 元利均等月賦返済
- ② 元利均等月賦返済とボーナス併用返済

詳細は別表Ⅱの(6)災害資金貸付返済回数表による。返済月額は別に定める。

第3章 住宅・宅地資金貸付細則

(目的)

第1条 団員が、自己の用に供する住宅の新築、改築、増築、修理若しくは購入、又は土地の購入に資金を必要とする場合は、団員に住宅・宅地資金を貸付ける。

(申込方法)

第2条 1 住宅・宅地資金を借受けようとするときは、住宅・宅地資金の借受申込書と借用証書及び添付書類を理事長に提出しなければならない。

2 添付書類は別表Ⅲの添付書類一覧表による。

(貸付限度)

第3条 1 住宅・宅地資金の貸付限度額は、5年後の退職一時金+200万円、最高1,300万円とする。

2 定年退職までの期間が5年未満の団員への貸付けは、条件付とする。

住宅・宅地資金の借受申込時に、下記の書類を提出すること。

- ① 借受人の退職金の銀行口座を指定する念書。
- ② 借受人の退職金の受取権限を厚生財団へ委任する委任状。

(利率)

第4条 貸付金の利率は別表Ⅰの(1)貸付利率一覧表による。

(返済方法)

第5条 貸付金の返済回数は240回とし、次のいずれかの方法とする。

- ① 元利均等月賦返済
- ② 元利均等月賦返済とボーナス併用返済

詳細は別表Ⅱの(7)住宅・宅地資金貸付返済回数表による。返済月額は別に定める。

(貸付の決定)

第6条 貸付を決定するには、次の事項に留意するものとする。

- (1) 住宅又は土地の所有権及び、団員自身の永続的な居住の見通し。
- (2) 土地の農地転用許可の見通し。
- (3) 建築又は購入計画の確実性及び、必要限度。

第4章 付 則

この貸付規程は、平成15年4月1日から、これを施行する。

平成17年4月1日 一部改正

平成18年4月1日 一部改正

(別 表) I 貸付利率

(1) 貸付利率一覧表

寄付行為第4条1(2)及び寄付行為施行細則第11条1並びに貸付規程にかかる貸付金に関する規定における貸付金の利率は、下記の「貸付利率一覧表」による。(旧規程も連動)

貸付利率一覧表

貸付金種別	年 利 率 (%)
生活資金貸付	2. 1 0
自動車資金貸付	2. 1 0
結婚資金貸付	2. 1 0
入学資金貸付	1. 5 0
学 資 金 貸 付	1. 5 0
災害資金貸付	1. 5 0
住宅・宅地資金貸付	2. 1 0

この貸付利率一覧表は、平成18年4月1日から、これを運用する。

(別 表) II 貸付金額と返済回数表

(1) 生活資金貸付返済回数表

○返済方法 元利均等月賦返済
月賦とボーナス併用返済

貸付金額	返済回数
5万円 ～ 9万円	24回
10万円 ～ 19万円	36回
20万円 ～ 49万円	48回
50万円 ～ 99万円	60回
100万円 ～ 200万円	72回

(2) 自動車資金貸付返済回数表

○返済方法 元利均等月賦返済
月賦とボーナス併用返済

貸付金額	返済回数
10万円 ～ 40万円	36回
50万円 ～ 190万円	60回
200万円 ～ 300万円	72回

(3) 結婚資金貸付返済回数表

○返済方法 元利均等月賦返済
月賦とボーナス併用返済

貸付金額	返済回数
50万円 ～ 90万円	72回
100万円 ～ 140万円	84回
150万円 ～ 190万円	96回
200万円 ～ 300万円	120回

(4) 入学資金貸付返済回数表

(5) 学資金貸付返済回数表

○返済方法 元利均等月賦返済
月賦とボーナス併用返済

貸付金額	返済回数
20万円 ～ 30万円	48 回
40万円 ～ 50万円	60 回
60万円 ～ 70万円	72 回
80万円 ～ 90万円	84 回
100万円 ～ 140万円	96 回
150万円 ～ 300万円	120 回

(6) 災害資金貸付返済回数表

○返済方法 元利均等月賦返済
月賦とボーナス併用返済

貸付金額	返済回数
50万円 ～ 90万円	72 回
100万円 ～ 140万円	84 回
150万円 ～ 190万円	96 回
200万円 ～ 300万円	120 回

(7) 住宅・宅地資金貸付返済回数表

○返済方法 元利均等月賦返済
月賦とボーナス併用返済

貸付金額	返済回数
100万円 ～ 290万円	60 回
300万円 ～ 690万円	120 回
700万円 ～ 990万円	180 回
1000万円 ～ 1300万円	240 回

この返済期間表は、平成17年4月1日から、これを運用する。

(別 表) III 添付書類一覧表

寄付行為第4条1(2)及び寄付行為施行細則第11条1並びに貸付規程にかかる貸付金に関する規定における添付書類は、下記の「添付書類一覧表」による。

添 付 書 類 一 覧 表

貸付金種別		添付書類	
自動車資金貸付		○販売店との売買契約書の写 ○車検・修理費用の見積書又は請求書の写	
結婚資金貸付		○団員の場合〔所属長の証明書〕 ○団員の子供の場合 〔結婚式場の予約申込書受理証明書と団員との続柄を確認できる書類〕	
入学資金貸付		○入学許可を証する書類の写 ○入学生を父母に代わって養育する者であるときは、入学生の戸籍謄本	
学資金貸付		○修学生の新入学校の在学証明書原本 ○修学生を父母に代わって養育する者であるときは、修学生の戸籍謄本	
災害資金貸付		災害見舞金の贈与を受けた団員のみのお貸付けとなるため、新たな添付書類は不要。	
住宅・宅地資金貸付	①土地付住宅 (マンションを含む)	新築購入	○売買契約書の写 ○敷地の登記簿謄本 ○確認済証の写 ○住宅の平面図
		中古購入	○売買契約書の写 ○敷地の登記簿謄本 ○住宅の登記簿謄本 ○住宅の平面図
	②住宅	新築	○工事請負契約書の写又は工事費用見積書の写 ○敷地の登記簿謄本及び敷地の名義人の工事承諾書の写 ○確認済証の写 ○住宅の平面図
		増築、改築 移築	○工事請負契約書の写又は工事費用見積書の写 ○敷地の登記簿謄本及び敷地の名義人の工事承諾書の写 ○住宅の登記簿謄本 ○確認済証の写 ○住宅の平面図
		購入	○売買契約書の写 ○住宅の平面図 ○敷地の登記簿謄本及び敷地の名義人の工事承諾書の写 ○住宅の登記簿謄本(新築中で未登記の場合は確認済証の写)
		修理	○工事請負契約書の写又は工事費用見積書の写 ○住宅の登記簿謄本及び住宅の名義人の工事承諾書の写 ○修理箇所の図面又は写真
	模様替え	○工事請負契約書の写又は工事費用見積書の写 ○住宅の名義人の工事承諾書の写 ○模様替え箇所の図面又は写真 〔300万円以下の場合、住宅の登記簿謄本不要〕	
	③敷地	購入	○売買契約書の写 ○敷地の登記簿謄本 ○住宅新築工事に係る誓約書

※ 上記の書類のほか実情に応じて、理事長が必要と認めた書類。
この添付書類一覧表は、平成18年4月1日から、これを運用する。

(別 表) IV 貸付保険に係る個人情報の取扱

厚生財団貸付規程第10条2に規定する貸付保険に係る個人情報の取扱は、この別表IVに明記する。

財団法人新潟県教職員厚生財団は、貸付保険に関して、借受人に債務不履行が発生した場合又は借受人の債務不履行の可能性が極めて高い場合、当該借受人の個人情報を、以下のとおり第三者に提供する。

<提供先>

- 株式会社損害保険ジャパン

<提供における個人情報の利用目的>

- 保険金の支払審査
- 債権の保全

<提供される個人情報の内容>

- 職名、氏名、年齢、住所、電話番号、給料月額、申込事由等貸付申込書に記載されている事項
- 登記簿謄本等提出書類に記載されている事項
- 貸付原票等償還管理に必要な資料に記載されている事項
- 弁護士等及び裁判所からの債務整理に関して通知された事項
- その他損害保険会社が必要と認める書類に記載されている事項

※ 借受人に債務不履行が発生した場合とは、自己破産の申立てや民事再生の開始決定が行われた、懲戒免職や退職・退会で一括償還できない等により、償還が滞った場合をいいます。

借受人の債務不履行の可能性が極めて高い場合とは、弁護士等から債務整理の連絡や懲戒免職や退職・退会で一括償還できない等により償還が滞った場合をいいます。

この貸付保険に係る個人情報の取扱は、平成18年4月1日から、これを運用する。

5 厚生事業並びに厚生費贈与取扱規程

【目的】

第1条 寄付行為第4条に規定する厚生費贈与に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

【種類】

第2条 団員への厚生事業は、普通厚生費の贈与、特別厚生費の贈与、その他必要な事業を行なう。

【普通厚生費】

第3条 1 団員には、その厚生資金積立金に対して、普通厚生費を贈与する。贈与額は、別表「V厚生事業並びに厚生費贈与取扱一覧表」による。

2 普通厚生費は、毎年度末に厚生資金積立金に繰り入れる。

3 普通厚生費の計算方法は、別にこれを定める。

（備考）

① 普通厚生費は、毎年各団員に贈与するが、現金で贈与するのではなく、それぞれ各人の積立金に繰り入れる。繰入額は、毎年3月末現在の厚生財団払込金・残高明細書により、各人に通知する。

② 普通厚生費は、各月ごとに積立金残高に月利を乗じて得た額の合計を、年度末において積立金残高に繰り入れる。

【特別厚生費】

第4条 団員には、次の特別厚生費を贈与する。贈与額は、別表「V厚生事業並びに厚生費贈与取扱一覧表」による。

- ①結婚祝金、②出生祝金、③就学祝金、④病気見舞金、⑤香げ料、⑥弔慰金、⑦災害見舞金、
- ⑧多額積立記念品、⑨永年団員祝金、⑩養育費。

〔結婚祝金〕

第5条 1 団員が結婚したときは、結婚祝金を贈与する。

2 団員が、結婚のため退団したときに限り、退団後3か月以内に結婚（入籍）した場合にも贈与する。

（備考）

① 現職にある団員は、請求書に戸籍抄本等は不要。継続団員及び退団後3か月以内に結婚した者は、所属長証明に代わるものとして、戸籍抄本を添付すること。

② 団員が結婚したときの認定は、婚姻手続き完了の日とし、この日を請求事由発生日とする。

〔出生祝金〕

第6条 団員に子が誕生したとき、出生祝金を贈与する。

(備 考)

- ① 双子等誕生の場合は人数分を贈与する。
- ② 死産の場合、団員の胎児が妊娠12週以上で死産したときは、出産見舞金を贈与する。(医師の証明書の写しを添付すること。)

〔就学祝金〕

第7条 団員の子が、小学校第1学年に就学したとき、就学祝金を贈与する。

(備 考)

- ① 双子等の場合は人数分を贈与する。
- ② 団員の子には、父母に代わって養育する子を含む。
- ③ 「父母に代わって養育する子」のときは、続柄が確認できる書類を添付すること。
- ④ 継続団員が請求するときは、戸籍抄本等を添付すること。

〔病気見舞金〕

第8条1 団員が、病気又は負傷のため、入院10日以上、又は自宅療養が30日以上（入院と自宅療養が継続したとき、両方の期間を通算して30日以上になる場合も含む）に及ぶときは、病気見舞金を贈与する。

2 同一の病気又は負傷の継続する場合は、前項の見舞金請求事由発生後、引き続き入院又は自宅療養が6か月を経過することに見舞金を贈与する。

(備 考)

- ① 妊娠に係る見舞金は1回とする。(帝王切開は該当しない。)
- ② 継続団員の病気見舞金は、入院の場合に限り単年度2回を限度とする。
- ③ 請求の条件については、次のいずれかに達したときとする。ただし、その全期間が、在団期間内に含まれるものでなければならない。
 - ア 入院が連続10日間経過したとき。
 - イ 自宅療養が連続30日間経過したとき。
 - ウ 同一の病気又は負傷で引き続き入院又は自宅療養が6か月経過したとき。
- ④ 添付書類について、現職団員の場合は、請求書の所属長職印で認定し、添付書類を省略できる。ただし、判断が難しいときは、必要に応じて医師の診断書又は出勤簿等の写しの提出を求める。

継続団員が請求するときは、医師の診断書又は退院証明書等の写しを添付する。

〔香 げ 料〕

第9条 団員の親族で、次の各号に該当する者が死亡したときは、香げ料を贈与する。

- 1 配偶者、子、実父母、養父母。
- 2 団員と生計を共にする（同居）親族で、前号以外の者。
- 3 前号以外で、団員が扶養する者。
- 4 団員が喪主の場合、及び喪主の配偶者である場合。

(備 考)

- ① 親族とは、6親等内の血族並びに3親等内の姻族をいう。また、勤務の都合上別居を余儀なくされている場合は同居とみなす。
- ② 子が、早産のために出生後死亡した場合は、医師の証明書を必要とする。
- ③ 親族以外の被扶養者の場合は、市町村長の証明を必要とする。
- ④ 継続団員が請求するときは、請求者の戸籍謄本並びに会葬挨拶状等を添付する。

〔弔 慰 金〕

第10条 1 団員が死亡したときは、その遺族に弔慰金を贈与する。

- 2 弔慰金は、遺族の請求を待って贈与する。
- 3 団員が退団後3か月以内に死亡したときは、団員とみなし、弔慰金を贈与する。

(備 考)

遺族について、①配偶者、②子、③直系尊属、④兄弟姉妹の順。要は、故人の祭事をとり行う者であること。

〔災害見舞金〕

第11条 1 団員が、火災、水害、地震並びに風害（雪害を含む）等の災害によって、居宅に損害を受けたときは、災害見舞金を贈与する。

- 2 見舞金の対象となる居宅とは、団員が現に生活の本拠地として居住する建造物をいう。別棟の離れ屋、物置、車庫等は含まない。

(備 考)

- ① 勤務の都合上別居を余儀なくされている団員で、家族の居住している住宅が被災したときは、団員の居宅に準じて見舞金を贈与する。
- ② この見舞金は、「居宅」の損害について行われるもので、家財並びに宅地の損壊は該当しない。
- ③ この見舞金は、団員の居宅が火災・天災等により被災した場合、その被害程度に応じて見舞金を贈与するもので、損害補填主義による補償を行うものではない。
- ④ 請求書には、市町村長・警察署長、又は消防署長の災害程度を示す証明書（写）を添付すること。居宅の損害程度の判定は、すべてこの証明書に基づくものとする。
- ⑤ 居宅とは、その所有権の有無にかかわらず、現に生活の本拠地として居住する建造物（自家、公営住宅、公務員宿舎、借家・借間等）のことをいう。
- ⑥ 居宅の損害内容が、焼失・浸水・損壊以外のときは、常勤役員で協議するものとする。

〔多額積立記念品〕

第12条 厚生資金積立金が、年度末までに次の各号に該当した団員には、その翌年度に記念品を贈与する。

- 1 100万円に達したとき。
- 2 前号以後100万円増すごとの金額に達したとき。

(備 考)

- ① 記念品は、現職団員には所属所宛に、継続団員には現住所宛に送付する。

- ② 各自の積立金額は、この財団が調査するので請求書提出の必要はない。退団・死亡以外の事由により団員の資格を失った者には贈与しない。
- ③ 現職・継続を通して同一積立金額では1回限りとする。
- ④ 厚生資金積立金が、同一年度内に第12条各号の2件以上に該当したときは、上位の号に対する記念品を贈与するものとする。
- ⑤ 退職前1年以内の臨時的積立金は、多額積立金の対象にはしない。

【永年団員祝金】

第13条 現職団員の在団期間が、次の各号に該当したときは、永年団員祝金を贈与する。

- 1 平成20年3月末日を起点に、在団期間が10年目を迎える団員は在団10年、20年、25年、30年、35年、40年に達したとき、その翌年度に1万円の祝金を贈与する。
- 2 上記の起点で、すでに在団期間が10年を経過している団員は、退団時に経過期間による祝金を一括して贈与する。

(備考)

- ① 祝金の贈与に関する調査はこの財団で行い、団員に通知する。
- ② 在職時にこの祝金を受けた団員が退団（死亡退団も含む）するときは、退団時の祝金贈与算定を精査する。
- ③ 13条2に該当する団員は、在団10年目以上1万円、20年目以上2万円、25年目以上3万円、30年目以上4万円、35年目以上5万円、40年目以上6万円を退団時に贈与する。

【養育費】

第14条1 団員が職務のため死亡したときは、その子の養育費を贈与する。

- 2 養育費は、事由発生の翌月から義務教育を終わるまでとする。
- 3 双子等の場合は人数分を贈与する。

第15条 親権者（後見人）が、前条の養育費を受けようとするときは、所属長に申し出なければならない。

申し出を受けた所属長は、次の書類を整えて請求するものとする。

- 1 養育費請求書。
- 2 戸籍謄本。
- 3 公務災害報告書及び職務のため死亡したことの証明書（写）。

第16条 第14条に規定する遺児が、次の項に該当することになったときは、親権者（後見人）は直ちに届け出なければならない。

- 1 就学・転学・退学・卒業又は原級にとどまったとき。
- 2 住所を変更したとき。
- 3 養育費を必要としなくなったとき。
- 4 遺児が死亡したとき。

【特別厚生費の請求及び請求権失効と贈与の制限】

第17条1 団員が、この規程第5条から第11条の贈与を受けようとするときは、所定の書式により、速やか

に請求するものとする。

2 前項の第5条から第11条については、請求事由発生後2年を経過した請求書は受理しない。

3 前項の請求で、次の各号の一つに該当するときは、贈与金額を制限する。

(1) 在団期間が6か月を超えない者は、贈与金額は半額とする。

(2) 厚生資金積立金の月額が、規定額に達しない者は、贈与金額は半額とする。

(3) 請求の事由に虚偽不正があるものは、贈与金額の一部又は全部を削減する。

(備考)

① 在団期間とは、事由発生の時点を指し、請求書作成の時点ではない。

② 在団期間の取扱について、病気休職・介護休暇・育児休業・在外勤務同行休業等により積立金の積立てを中止した場合、理事長の承認を得た者のほかは、積立金中止期間中は、在団期間として取り扱わないことになる。

【その他の厚生事業】

〔教職員手帳等の贈与〕

第18条 団員に、毎年1回、厚生財団発行の教職員手帳等を贈与する。

〔退職を祝う会〕

第19条 在団期間が25年以上の現職団員が年度末に退団したとき、別に退職を祝う会を開く。

(備考)

① この会の懇親会費、会場までの往復旅費実費はこの財団で負担する。

② 県内を数地区に分けて開き、招待者の出席会場を指定する。招待者の都合により、出席会場を変更したときの旅費は、指定会場までの分とする。

〔継続団員連絡会〕

第20条 継続団員に対しては、年1回連絡会を開く。

(備考)

① この会の懇親会費、会場までの往復旅費実費はこの財団で負担する。

② 県内を数地区に分けて開き、団員の出席会場を指定する。団員の都合により、出席会場を変更したときの旅費は、指定会場までの分とする。

付 則

この規程は、平成16年4月1日から、これを施行する。

平成17年4月1日 一部改正

平成18年4月1日 一部改正

平成19年4月1日 一部改正

平成20年4月1日 一部改正

(別 表) V 厚生事業並びに厚生費贈与取扱一覧表

事 業		贈 与 率	備 考			
Ⅰ 普通厚生費 (厚生資金積立金に対し)		年0.39%	財団で算定、積立金に繰入			
Ⅱ 特別厚生費		贈与金額	備 考			
1 結婚祝金		50,000円	団員からの請求			
2 出生祝金 (子1名につき) [死産のとき出産見舞金]		20,000円	団員からの請求			
3 就学祝金 (就学児1名につき)		20,000円	団員からの請求			
4 病気見舞金		20,000円	団員からの請求			
5 香げ料			団員からの請求			
①配偶者死亡		50,000円				
②実・養・義父母死亡、子死亡		20,000円	義父母の場合は同居に限る			
③前項①、②以外の親族又は被 扶養者死亡		10,000円				
6 弔慰金			遺族からの請求			
①在団10年未満		70,000円				
②在団10年以上		150,000円				
③在団20年以上		200,000円				
④在団30年以上		300,000円				
⑤継続団員		70,000円				
7 災害見舞金			団員からの請求			
災害見舞金額判定基準	判 定	居 宅 の 損 害 程 度			災 害 見 舞 金 額	
		火 災	水 害	地震・風害等	自 家	借家・借間
	①	全 焼	流 失	全 壊	30万円	15万円
	②	半 焼	部分流失	半 壊	20万円	10万円
	③	部分焼	床上浸水	一部損壊	10万円	5万円
④	床下浸水等、内容が上記以外の場合			5万円	3万円	
8 多額積立記念品			財団で算定			
①100万円に達したとき		記念品を贈呈	以後100万円増す毎の金額			
9 永年団員祝金		現職時または退団時に永年団員祝金を贈与する				
(1) 平成9年度以降の入団者は現職時に各期に贈与		各期に1万円贈与				
(2) 平成8年度以前の入団者は退団時に一括贈与		経過期間分一括贈与				
対象は、在団10年1万円、20年1万円、25年1万円、30年1万円、35年1万円、40年1万円						
10 養育費 (遺児1名につき)		月額 10,000円	親権者・所属長からの申請			
Ⅲ その他の厚生事業						
1 教職員手帳等の贈与		毎年 1回	財団からの送付			
2 退職を祝う会		退職した年	財団からの通知			
3 継続団員連絡会		毎年 1回	財団からの通知			

この厚生事業並びに厚生費贈与取扱一覧表は、平成22年4月1日から、これを運用する。

6 生命保険団体取扱規程

第1条 寄付行為第4条の生命保険の団体加入は、この規程による。

第2条 この財団は、三井生命保険株式会社と、生命保険の団体加入を契約する。

第3条 団員が、三井生命保険株式会社と普通保険の契約を結んだときは、三井生命団体特別取扱保険契約加入申込書を提出しなければならない。

ただし、三井生命団体扱加入通知書による財団扱いへの加入も認めるものとする。

保険料の払い込みは、年払いと月払い、及び賞与払いとする。ただし、契約者である団員の保険料払い込みの方法は次のとおりとする。

なお、平成14年4月1日からは、年払保険を新規には取り扱わないものとする。

1 年払いの場合

(1) 契約のとき、初年次保険料を、一括三井生命保険株式会社へ払い込む。

(2) 翌年次以降の保険料は、月賦均等前払いとし、契約の月からこの財団へ払い込むものとする。ただし、退職者は年払いとする。

2 月払いの場合

契約始期の翌月より毎月この財団へ払い込む。

3 賞与払いの場合

契約始期後の賞与月毎にこの財団へ払い込む。

第4条1 給料が県費支弁の団員の保険料の払込みは、県の電算処理方式によって行うものとする。

2 給料が県費支弁以外の団員の保険料の払込みは、この財団から送付する払込金明細書に基づき、各所属所が下記の方法によって送金することによって行うものとする。

(1) 振替貯金口座払込（口座 00650-6-77）

(2) 銀行振込み

ア 第四銀行 イ 北越銀行 ウ 大光銀行

(3) 保険料の送金に要する料金は、厚生財団の負担とする。

1 退職時の保険料払い込み方法について

保険加入者の積立金払戻処理は特別の申出がない限り、月額保険料を積立金から充当する。

2 退職者の保険料払い込み方法について

保険加入者が退職した後の保険料払い込みは、指定金融機関に登録した口座からの自動振替とする。

3 無給休職期間中の保険料払込方法について、指定金融機関に登録した口座からの自動振替ができる。

3 保険料未納者の取り扱いについて

保険料を払込期日の翌月末日までに払い込まなかった場合は、団体取り扱いを外し、一般扱いに移管することができる。

第5条 保険契約の変更・解約等については、三井生命保険株式会社の約款による。その請求は、この財団を経由しなければならない。

第6条 保険の権利義務及びこの規程以外の取扱事項については、すべて三井生命保険株式会社の約款による。

第7条 この財団の団体加入契約以外の三井生命保険株式会社との既契約保険（普通保険の月払保険・年払保険）について、この財団の団体加入契約に移管（転入）することを希望する者は、三井生命団体特別取扱保険契約加入申込書を提出しなければならない。

付 則

この規程は、平成16年4月1日から、これを施行する。

平成17年5月17日 一部改正

平成18年4月1日 一部改正

IV 諸 要 綱

IV 財団 新潟県教職員厚生財団要綱

1 新潟県民のための教育・文化活動の実施に関する要綱

1. 寄付行為第4条1の(5)に規定する「教育・文化活動」の実施は、この要綱による。
2. 「教育・文化活動」は、次の通りとする。
 - (1) 毎年度にわたり恒常的に、しかも全県的な規模で「寄付行為第3条」における「教育の振興に寄与する」ことを目的に活動をしている団体（教育団体）で財団理事長が適当と認めた団体への助成。（団体助成）
 - (2) 県内の一般地域住民、又は生徒・学生及び団体が計画・実施する事業で財団理事長が適当と認めた事業への助成。（事業助成）
3. 「教育・文化活動」への助成金は予算の範囲内とする。
4. 団体助成は、理事会が以下の2条件を満たすと認めた団体に助成を行う。
 - ① 構成員が全県又は新潟市（政令指定都市）全体にかかわる団体であること。
 - ② 事業目的及び事業内容が新潟県の教育振興に資すると認められる団体であること。
5. 事業助成は次の2種類とする。
 - (1) 普通事業助成
 - ① 原則として財団が後援する事業又は財団の支部が主催もしくは共催、後援する事業。
 - ② 伝統文化芸術・サークル活動等の助成
 - イ 子どもの健全育成をめざした地域の伝統文化・芸術の継承活動。
 - ロ 複数校の教職員で構成する研究・研修を目的としたサークル活動等。
 - (2) 特別事業助成
 - ① 県内の教育団体が主催し、参加者の範囲が全県又は新潟市（政令指定都市）にわたる事業。
 - ② 北信越レベルを超える団体が主催し、その下部団体である県内の教育団体が主管して開催する事業。
6. 助成金の申請手続きは、次の通りとする。
 - (1) 団体助成
所定の書式により理事長に申請する。
 - (2) 事業助成
 - ① 普通事業助成
 - ア 所定の「教育・文化活動普通助成申請書」又は「伝統文化芸術・サークル活動等助成申請書」を理事長に提出する。
 - イ 助成は、毎年度1支部及び1団体の同種の事業に2回以上行わない。
 - ウ この活動は、1支部（団体）又は2支部（団体）以上の合同で、開催することができる。
 - ② 特別事業助成
所定の「教育・文化活動特別助成申請書」により、開催予定年度の前年10月末までに理事長に提出する。

7. 事業予算

- (1) 予算は、事業年度の収支見込みにより決定するものとするが、当面の間は2千万円を上限とする。
- (2) 事業予算の配分に当たっては従前の助成額に配慮するものとする。

8. 助成及び助成額の決定

(1) 団体助成

- ① 理事長は助成を行うことが適切と判断した場合、理事会の承認を得て申請者に通知する。
- ② 理事長は、助成額の決定に当たり、次の点を考慮する。
 - ア 当該団体の構成員の数、事業並びに予算の規模。
 - イ 当該団体の新潟県教育に対する貢献の度合い。
 - ウ 当該団体の構成員の財団の団員数に占める割合等。
 - エ 他の団体に対する助成額との均衡。
- ③ 理事長は助成額の決定に当たり関係団体の意見を聴取することができる。
- ④ 1団体に対する助成額の上限を当分の間100万円とする。
- ⑤ ①～③にかかわらず10万円以内の助成については理事長が専決できる。

(2) 事業助成

① 普通事業助成

- ア 理事長の専決とし、受理した時点で審査、決定する。
- イ 当分の間、1事業の助成額は10万円を上限とする。

② 特別事業助成

- ア 理事長は助成を行うことが適切と判断した場合、理事会の承認を得て申請者に通知する。
- イ 理事長は助成額の決定に当たり、次の点を考慮する。
 - A 当該事業の参加者数（予定を含む）、対象地域の範囲、事業規模、予算規模。
 - B 当該事業の新潟県教育に対する貢献の度合い。
- ウ 理事長は助成額の決定に当たり関係団体の意見を聴取することができる。
- エ 上記ア～イにかかわらず、10万円以内の助成については理事長が専決できる。

9. 決算並びに完了報告

- (1) 団体助成を受けた団体は、議決機関で承認された年度末の会務報告と決算報告を添えて所定の完了報告を理事長に提出する。
- (2) 普通事業助成を受けた支部又は団体は、所定の完了報告と支出明細を添えて理事長に提出する。
- (3) 特別事業助成を受けた団体は、当該団体もしくは主管団体の議決機関で承認された事業報告と決算報告を添えて所定の完了報告を提出する。

10. その他

- (1) 助成金の使途に疑義が生じたり予定した事業が都合により開催できなかつたときは、速やかに助成金を返還するものとする。

(2) 助成を受けた事業が完了したときは、団体の責任者又は支部長は速やかに理事長に「完了報告」等を提出するものとする。

11. 「教育・文化活動」の実施に当たっては、支部又は団体は財団と十分連携を図るものとする。

12. この要綱は、平成17年4月1日から、これを施行する。

平成19年4月1日 一部改正

平成21年4月1日 一部改正

2 退職準備金借入銀行あっせん要綱

1. 寄付行為施行細則第11条2に規定する退職準備金の借入れを希望する者に対し、所定の銀行に借入れをあっせんする。
2. 団員に退職準備金の借入れをあっせんする銀行は、第四銀行・北越銀行・大光銀行の本支店及びみずほ信託銀行新潟支店とする。
3. あっせんを希望する者は、借入れを希望する銀行1行を定め、所定の申込書・貸出依頼書によって財団に申し込むものとする。(あっせん-第1号書式の1・2)
4. 団員に対する銀行あっせん要綱(各銀行共通)
 - (1) 貸付対象者
公立学校に20年以上勤務し、財団に入団後10年以上経過した教職員で、8年以内に退職を予定している者。
 - (2) 貸付金の使途
住宅・宅地資金・子女の学資金その他
 - (3) 貸付金額
 - ① 退職前4年以上8年以内…… 700万円まで
 - ② 退職前3年以内……1,100万円までなお、あっせんする金額は、借入時の退職金手取額から教職員互助会、教職員厚生財団等の借入金残高を差し引いた範囲内とする。
 - (4) 貸付期間
退職金を受領した時点までとし、最長8か年間とする。
 - (5) 申込方法と手続き
必要とした時に随時申し込む。
 - ① 財団は、申込者を適当と認めた場合、当該銀行に貸出依頼書を送付し、併せて申込者にあっせんを行った旨通知する。
 - ② 申込者は、財団からの連絡に基づき、銀行が必要と認める書類を整えるものとする。
 - ③ 申込者は、貸付けを受ける際、本人名義の普通預金口座を当該銀行に開設する。
 - (6) 返済方法
元金は、退職金受領日まで据え置き、退職金から一括返済する。
ただし、繰上返済(一部返済を含む。)をすることもできる。
 - (7) 貸付基準金利と金利決定法
 - ① 新規貸出金利
新規貸出金利は、取扱4銀行の変動金利型住宅ローン金利から0.3パーセントマイナスした金利とし、変動金利型住宅ローン金利の変動に伴い変動させるものとする。

② 既存貸出金利

既存貸出金利は、毎年10月1日における新規貸出金利と同率とし、翌年1月以降に到来する最初の利払分から適用することとする。

借用人への金利変更の通知は、償還予定表の送付をもって代えることとする。

なお、借用人の都合で退職時期を延長した場合は、その期間の利率は1.0パーセント高を適用する。ただし、「退職延期証明書」に㊟が押印されている場合は、完済予定日まで、基準金利を適用する。

(8) 利子支払方法

前払方式で、1か月ごと、3か月ごと、6か月ごとのうちいずれかを、借用人が選ぶ。

(9) 連帯保証人

次の2名を必要とする。

① 配偶者（いない場合は、相続人の地位にある成人した子）

② 県内の公立学校に勤務する教職員（臨時採用者を除く。）

5. 留意事項

(1) 退職金の口座振込指定が借入れの絶対条件である。

(2) 借入限度額の範囲内で、2回以上に分けて申し込むことができる。

6. この要綱は、平成16年4月1日から、これを施行する。

平成18年4月1日 一部改正

3 総合健診(人間ドック)等の受診並びに受診料の補助に関する要綱

1. この要綱は、寄付行為第4条1(6)及び寄付行為施行細則第11条3により、総合健診等の受診並びに受診料補助に必要な事項を定めるものとする。

2. この要綱に定める総合健診(人間ドック)等の受診機関は次のとおりとする。

(1) 財団が契約する機関

- ① 社団法人 新潟県健康管理協会
- ② 財団法人 健康医学予防協会
- ③ 社団法人 上越医師会 上越地域総合健康管理センター
- ④ 社団法人 新潟県労働衛生医学協会
- ⑤ 社団法人 新潟県保健衛生センター

(2) その他、前号以外の医療機関及び健診機関

3. この要綱に定める受診の内容

- ① 総合健診(人間ドック)
- ② 単独または、総合健診にオプションできるもの

4. 受診料の補助と制限について

団員が、この要綱に定める総合健診等を受けたとき、下記の金額を上限とした受診料の補助をする。

ただし、本条第(3)号に記載する各団体を利用して受診する場合、団体の補助と財団の補助金が重複するような事例については、財団からの補助は行わない。

(1) 総合健診(人間ドック)を受診したときの補助

- ① 1泊2日ドックの場合 25,000円
- ② 日帰りドックの場合 15,000円

(2) 単独または、総合健診にオプションして受けたときの補助

- ① 肺がん検診ヘリカルCTの場合 4,000円
- ② 肺がん検診喀痰細胞診のみの場合 1,500円
- ③ 大腸がん検診(便潜血法)の場合 1,200円
- ④ C型肝炎検査の場合 1,000円
- ⑤ 前立腺検査の場合 1,000円
- ⑥ マンモグラフィ検査の場合 1,500円
- ⑦ 子宮頸がん検査の場合 1,500円

(3) 次の各団体の補助を利用する場合は、補助金の重複となるため、財団からの補助は行わない。

- ① 市町村の国民保健組合等の補助を利用する場合。
- ② 公立学校教職員共済組合及び文部科学省共済組合並びに、私立学校教職員共済組合等の補助を利用する場合。

③ (財)新潟県教職員互助会の「人間ドック受診助成券」を利用する場合。

④ 医療機関及び健診機関で独自に設ける優待制度等の補助を利用する場合。

(備考) その他、本号列記以外の団体等の補助を利用して受診する場合は、常勤役員で協議するものとする。

5. 補助金の贈与方法は、次のとおりとする。

① 補助金は、それぞれ年1回贈与する。

② 財団が契約する健診機関を利用した場合は、受診料支払い時に規定料金から補助金額を直接差し引きする。

③ 財団が契約する健診機関以外の医療機関及び健診機関を利用した場合は、受診者から補助金の請求を受けた後に、本人口座に補助金を送金する。

補助金の請求時に提出する書類は、次のとおりとする。

ア 補助金請求書

イ 受診料支払い時の受領書(写)

その他実情に応じて、理事長が必要と認めた書類。

6. この要綱は、平成21年4月1日から、これを施行する。

平成22年4月1日 一部改正

V 役職員に関する規則・規程

V 財団法人 新潟県教職員厚生財団役職員に関する規則・規程

1 役員報酬・職員給料・諸手当・旅費・退職手当支給規則

【目 的】

第1条 この規則は、寄付行為第16条及び第17条に規定する役員報酬・職員給料・諸手当・旅費・退職手当等について、必要な事項を定める。

【役員報酬・諸手当】

第2条1 常勤役員の報酬は年俸制とする。

2 常勤役員に支給する諸手当は、単身赴任手当・通勤手当・被服手当とする。

3 常勤役員の退任に当たっては、退任慰労金を支給する。

4 年俸額の改定、退任慰労金の支給に当たっては、理事会・評議員会の承認を得る。

【職員給料・諸手当・旅費】

第3条1 職員の給料や諸手当は、県条例・規則に準じるものとし、新潟県行政職給料表及び諸手当表（学校事務職員適用）を適用する。ただし、理事長が財団運営上必要と認めた場合、独自に手当を支給することができる。詳細は別表に定める。

① 職員給料表（別表第1）

② 諸手当表（別表第2）

2 この規則の運用（昇格・昇給・わたり・昇給停止年齢等）については、県条例・規則に準じるものとする。

3 給料は、毎月11日に支給する。ただし、諸手当は別表第2「諸手当表」の規則に従って支給する。

第4条 旅費・赴任旅費の支給については、「旅費支給細則」・別表第3「旅費表」による。

【退職手当】

第5条 財団職員が退職又は死亡したときは、県条例・規則（学校事務職員適用）に準じ退職手当を支給する。本人死亡の場合は遺族に支給する。

第6条 解散又は整理により退職した職員に対しては、第5条を適用した金額に、その5割に相当する金額以内を加算して支給することができる。

第7条 勤務期間は月をもって計算し、1年未満の端数はこれを切り捨てる。

第8条 退職手当金額の計算上、1,000円未満の端数が生じたときは、これを1,000円に切り上げる。

【改 定】

第9条1 新潟県の給与等に係わる県条例・規則の改定が行われた場合、県条例・規則の改定に準じて給与等を改定する。

2 職員給与の改定に当たっては、理事会の承認を得る。

付 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

2 職員退職報奨金支給規則

第1条 この財団の職員が退職したときは、この規則によって退職報奨金を支給する。

第2条 職員とは、この財団の職員として採用され常勤する者をいう。ただし、期間を限って雇用される者は除く。

第3条 勤続満20年以上である者が退職したときは、その者に対し退職の翌月より月額3万5千円を10か年間支給する。

第4条 受給者が死亡した場合、残余の期間について遺族に半額を支給する。

第5条 支給を受ける権利は、その権利を有する者の請求に基づいて理事長が決定する。

第6条 就業規則第37条の第4号に該当した者に対しては、退職報奨金を支給しないことができる。

(例規)

- 1 支給期を4期に分け、毎年3月、6月、9月、12月に前期間分を支給する。
- 2 支給を受ける遺族については、地方公務員等共済組合法に準ずる。

付 則

この規則は、平成6年4月1日より施行し、現に退職報奨金の支給を受けている者にも適用する。

この規則は、平成15年1月1日以降の退職者には適用しない。

この規則は、平成21年6月30日をもって破棄する。

3 役職員表彰慶弔等規程

第1条 役員（理事・監事・評議員・支部長・顧問）、職員及びその関係者の表彰慶弔等は、この規程の定めるところによる。

第2条 非常勤の役員が退任したとき、在任年数に応じて記念品料を次のとおり贈る。

（在任期間） 1年まで （金額） 金5千円

1年又はその端数を加えるごとに、金3千円を増す。

第3条 削 除

第4条 役員が在任10年勤続したとき、感謝状及び記念品料金3万円を贈る。10年を加えるごとに同様とする。

第5条 常勤職員が次の各号に該当したとき、審査の上、表彰状及び記念品料を贈る。

- 1 在職10年、事故なく勤続した場合。10年を加えるごとに同様とする。
- 2 業務又は災害等について、特に功績があった場合。

第6条1 非常勤役員死亡のとき、弔慰金3万円を贈る。弔電・会葬・供物等臨機善処する。

2 その父母・子及び配偶者死亡のとき、香げ料金1万5千円を贈る。なお弔電を贈る。

第7条1 常勤理事死亡のとき、弔慰はその都度、理事会の議決を経て行う。

2 その父母・子及び配偶者死亡のとき、香げ料金3万円を贈る。弔電・会葬等臨機善処する。

3 その他の生計を一にする親族死亡のとき、香げ料金1万円を贈る。

第8条1 常勤職員死亡のとき、弔慰金3万円以上を贈る。会葬・供物等臨機善処する。

2 その父母・子及び配偶者死亡のとき、香げ料金2万円を贈る。

3 その他の生計を一にする親族死亡のとき、香げ料金1万円を贈る。

（例規）

本規程第6条ないし第8条中「その父母（姻族を含む）」は、就業規則第19条3の別表の「生計を一にする姻族は血族に準ずる」と同様とする。

第9条 在任10年以上の元非常勤役員死亡のとき、香げ料金2万円を贈る。弔電・会葬等臨機善処する。

第10条 元常勤役員死亡のとき、香げ料金3万円を贈る。弔電・会葬・供物等臨機善処する。

第11条 在職10年以上の元常勤職員死亡のとき、香げ料金2万円を贈る。

第12条 以上の各条は、状況に応じて適宜しんしゃくすることができるものとする。

付 則

この規程は昭和62年4月1日から、これを施行する。

平成17年4月1日 一部改正

VI 情報公開に関する規程

VI 財団 法人 新潟県教職員厚生財団情報公開に関する規程

1 情報公開規程

第1条 この規程は、財団法人新潟県教職員厚生財団の情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより、この財団の事業に対する理解と信頼を深め、もって公正で開かれた事業を一層推進することを目的とする。

第2条 請求に基づき公開できるこの財団の文書は次のとおりである。

- (1) 寄付行為
- (2) 役員名簿
- (3) 事業計画書
- (4) 収支予算書
- (5) 事業報告書
- (6) 収支計算書
- (7) 正味財産増減計算書
- (8) 貸借対照表
- (9) 財産日録

第3条 この財団の文書を公開する場合においては、個人に関する情報をみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

第4条 この規程の定めるところによりこの財団の文書の公開を請求するものは、この規程に定められた事項を遵守するとともに、公開により得た情報を適正に用いなければならない。

第5条 前条の規定により文書の請求をしようとするものは、次の事項を記載した請求書を提出しなければならない。ただし、請求書の提出を要しないと認めるときは、この限りではない。

- (1) 氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人その他の団体にあつてはその代表者の氏名
- (2) 公開を請求しようとする文書を特定するために必要な事項
- (3) その他この財団が定める事項

第6条 1 前条の規定により文書の公開請求があつたときは、速やかに、当該請求に係わる文書を公開するかどうかの決定をしなければならない。

2 前項の決定をしたときは、当該決定の内容の公開を請求したもの（以下「請求者」という。）に書面により通知しなければならない。ただし、当該決定が当該請求のあつた日に公開するときは、口頭により通知する

第5条に規定する請求書は、別記様式の「文書公開請求書」とする。

1 第6条第2項の規定により、文書の公開をする旨の決定の通知を受けたものは、理事長が指定する日時及び場所において、当該決定に係わる文書の公開を

ことができる。

3 文書の公開をしない旨の決定をしたときは、前項の書面にその理由を記載しなければならない。

第7条 第6条第1項の規定により公開する旨の決定をしたときは、速やかに、請求者に対して文書の公開をしなければならない。

第8条 平成10年3月31日以前に決済、供覧等の事務手続が終了した第2条に掲げる文書について、公開の申出があった場合においては、これに応ずるよう努めるものとする。

第9条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、この財団が定める。

付 則

この規程は、平成10年4月1日から、これを施行する。

受けるものとする。

2 文書を閲覧するものは、当該文書を改ざんし、汚損し、又は破損してはならない。

3 理事長は、前項の規定に違反したもの又は違反する恐れのあるものに対し、文書の閲覧を中止させ、禁止することができる。

Ⅶ 財団法人 新潟県教職員厚生財団個人情報保護に関する規程

1 個人情報保護に関する基本方針

財団法人 新潟県教職員厚生財団（以下「財団」という）は、個人情報保護の重要性に鑑み、以下の方針に基づき、個人情報の保護に努めます。

1. 個人情報保護に関する規程等の整備

財団は、役職員に個人情報の重要性を認識させ、個人情報を適切に保護するための規程等を策定し、周知徹底します。

2. 法令遵守

財団が保有する個人情報に関し、適用される法令その他の規範を遵守します。

3. 個人情報の取得と利用

財団は個人情報の取得にあたり、その利用目的、利用方法などをあらかじめ団員に明らかにし、取得した個人情報はその範囲内で業務遂行上必要な場合に限り利用します。

4. 個人情報の第三者提供

財団は、法令に定められている業務の委託及び提携する場合を除き、本人の同意を得ることなく、個人情報を第三者に提供いたしません。

5. 個人情報の管理

財団は、個人情報の正確性を保持し、また個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えいなどを防止するための安全管理に努めます。

6. 個人情報の開示、訂正、利用停止等

財団は、本人が自己の個人情報について開示、訂正または利用停止等の申出があったときには、適切に対応します。

7. 組織および体制

財団は、個人情報保護管理者を設置し、個人情報の適切な管理を行うとともに役職員及びその他関係者に対し、個人情報の適切な取扱いを徹底します。

2 個人情報保護規程

(目的)

第1条 この規程は、財団法人 新潟県教職員厚生財団（以下「財団」という）が個人情報保護法の施行に伴い定めた規程であり、財団が保有する個人情報の取扱いについて必要な事項を定める。

(委託契約)

第2条 業務の委託及び提携する場合は、個人情報の保護を明記した契約を締結する。

(安全管理の遵守)

第3条 役職員は、個人情報の秘密保持及び安全管理の遵守に努め、個人情報保護に関する認識について周知徹底を図るために、個人情報の開示等の権限を有する担当者（以下「担当者」という）を置く。なお、理事長が担当者を任命する。

(利用目的の手続き)

第4条 個人情報を利用する時には、担当者に利用目的の決裁を受けるものとする。また、利用目的を変更する場合も同様とする。

(受付窓口)

第5条 個人情報の取扱いに関する問合せ及び苦情・相談等を受ける窓口を設置し、担当者がこれに当たる。

(開示、訂正、利用停止等に係る手続き)

第6条 本人より保有個人データの開示、訂正、利用停止等の申出があった場合は、担当者の決裁を受けた上で手続きを行い、速やかに本人へ通知するとともに通知日及び内容等の記録を保管しておく。

(個人情報が記載されている文書の管理等)

第7条 個人情報が記載されている文書の管理又は廃棄については、次のとおり行う。

- (1) 個人情報を含む文書の処理及び決裁等については、「厚生財団 文書・保存規程」に基づいて分類整理を行い処理するものとし、個人情報が漏洩することのないよう適正に保管する。
- (2) 個人情報が含まれる文書及び電磁的記録媒体の廃棄に当たっては、個人情報の復元が不可能な形にして廃棄する。
- (3) 廃棄業務を第三者に委託する場合は、個人情報の取扱いに関する業務の委託・提携と同様、個人情報の保護に関する事項を明記した契約を締結する。

(実施状況の調査)

第8条 担当者は、毎年度、財団内の個人情報保護の取組が適切に行われているかを調査し、理事長に報告する。また、委託契約期間が6か月を超えるものについては、個人データの安全管理に関する報告を委託先から必要に応じて受けるものとする。

付 則

この規程は、平成18年4月1日から、これを実施する。

〈 資 料 〉

沿 革 年 代 表

財団法人 新潟県教職員厚生財団沿革年代表

- | (年・月・日) | (事 項) |
|------------|--|
| 大正2・12・19 | 新潟県小学校教員互助会定款を新潟県属加藤美生立案、知事安藤謙介決裁した。 |
| 大正3・1・25 | 新潟県小学校教員互助会創立、初代会長に新潟県内務部長木間瀬策三就任した。この日を創立記念日とする。 |
| 大正3・1・26 | 事務所を新潟県庁内に設けた。 |
| 大正3・2・21 | 明治42年10月30日創立の組合長渡辺三左衛門、専務理事加藤美生経営に係る新潟県小学校教員組合は発展的解消し、組合員903人及び資産18,053円62銭8厘を本会に引き継いで統合した。 |
| 大正3・3・25 | 南蒲原郡小学校教員互助会解散、本会に統合し、会員291人及び欠損726円35銭6厘を引き継いだ。 |
| 大正3・4・1 | 南魚沼郡互助会解散、本会に統合し、会員110人及び資産371円99銭を引き継いだ。 |
| 大正3・8・4 | 社団法人新潟県小学校教員互助会設立の件、文部大臣法学博士一木喜徳郎より許可された。 |
| 大正3・8・22 | 北蒲原郡小学校教員相済会解散、本会に統合し、会員456人及び欠損165円を引き継いだ。 |
| 大正3・8・22 | 第1回評議員会及び理事会を開いた。 |
| 大正3・8・23 | 第1回総会を開いた。 |
| 大正5・6・30 | 北蒲原郡小学校教員相済会引き継ぎ欠損、全額補てん済みとなった。 |
| 大正10・3・31 | 南蒲原郡小学校教員互助会引き継ぎ欠損、全額補てん済みとなった。 |
| 大正10・12・10 | 常勤専任の専務理事を置いた。 |
| 大正15・8・20 | 栃尾郷水害被災教職員63人に災害見舞金2,370円を贈与した。 |
| 昭和4・8・1 | 積立金100万円を突破した。 |
| 昭和9・4・1 | 三井生命保険株式会社と生命保険団体特別取扱契約を結んだ。 |
| 昭和10・3・1 | 積立金200万円を突破した。 |
| 昭和10・12・10 | 常勤の常務理事を置いた。 |
| 昭和12・1・15 | 事務所を新潟市東中通1番町86番地に新築移転した。この経費、土地268坪、15,998円63銭、建物延坪139坪6,516,141円62銭。 |
| 昭和12・2・15 | 会館新築落成式を挙げた。 |
| 昭和12・4・1 | 戦時慰問金贈与を開始した。 |
| 昭和13・7・11 | 新潟県医師会と診療費割引契約を結んだ。この契約は昭和21年3月31日限り解約された。 |
| 昭和13・8・1 | 購買部を新設した。 |
| 昭和14・6・9 | 新潟県教員互助会と改称した。 |
| 昭和14・7・1 | 積立金300万円を突破した。 |
| 昭和15・10・8 | 紀元2600年記念事業として、教育奨励費7,861円を各郡市支部に配分、記念表彰費1,653円を役職員功労者44人に贈与した。 |
| 昭和16・4・1 | 学資金貸付けを開始した。 |

- 昭和18・7・20 北信五県教員互助会連合会を、新潟市において開いた。
- 昭和19・3・31 積立金400万円を突破した。
- 昭和19・10・15 社団法人新潟県教員互助会を改組し、**大日本教育会新潟県支部厚生財団**と称し、財団法人に変更した。
- 昭和20・5・16 新潟県教員保養所設置費45,473円を基本金中より支出し、これを新潟県に寄付した。
- 昭和20・7・12 五泉大火被災教員24人に、災害見舞金3,855円を贈与した。
- 昭和21・2・12 全県下教職員及び児童生徒から募集した、長岡市中心戦災者慰問金59,930円18銭、慰問品数10万点を長岡市長田村文吉に贈与し、爆撃被災教職員児童生徒に分配方依頼した。ほかに、被災団員99人に災害見舞金44,000円を贈与した。
- 昭和21・7・5 村松町大火被災団員43人に災害見舞金8,605円を贈与した。
- 昭和21・12・5 大日本教育会新潟県支部と分離し、名称を**新潟県教職員厚生財団**に変更した。
- 昭和22・3・31 購買部を廃止し、残務を新潟県学校生活協同組合に引き継いだ。
- 昭和22・5・7 新潟県教職員組合書記局を、当財団事務所内に開設した。
- 昭和23・5・15 寄付行為をはじめ、これに関連する施行細則・資産管理規程その他を改正し、民主的運営に変更した。
- 昭和23・8・5 生活資金貸付けを、自己積立金限度を超え、無担保で貸付けを開始した。貸付事業発展の端緒となる。
- 昭和23・12・16 戦時損失、在外資産21,150株帳簿価格887,075円、内地資産帳簿価格399,460円、合計1,286,535円の欠損を生じた。
- 昭和24・3・31 厚生資金積立金1千万円を突破した。
- 昭和24・5・16 生命保険団体特別取扱い保有契約高1億円を突破した。
- 昭和24・5・28 新潟県学校生活協同組合購買金の立替えを開始した。
- 昭和26・3・31 戦時損失金全額補てん済みとなった。
- 昭和26・11・30 厚生資金積立金5千万円を突破した。
- 昭和26・12・1 厚生資金積立金規定率本俸の百分の二以上を百分の一以上に変更した。
- 昭和27・6・1 住宅資金貸付けを開始した。
- 昭和28・5・28 本財団の名称に**財団法人**を冠称することに改めた。
- 昭和28・6・1 本財団の支部を各郡市ごとに置いた。
- 昭和28・10・20 厚生資金積立金1億円を突破した。
- 昭和28・10・30 **創立40周年記念**のため、団員に記念手拭を贈与し、10年以上在職役職員9人を表彰し、記念式を挙行了した。
- 昭和29・3・1 住宅資金積立貸付けを開始した。
- 昭和30・10・1 新潟市大火で本財団事務所が焼失した。幸いに金庫室が難を免れ、重要書類は無事であった。
- 昭和31・7・1 新潟県学校生活協同組合及び新潟県教職員組合新潟市支部と貸室契約書を交換した。
- 昭和31・7・9 **事務所再建竣工**した。建物延坪263坪、建築費1,825万円。

- 昭和31・7・15 事務所再建落成式を挙げた。
- 昭和31・11・12 就業規則を定めた。
- 昭和32・10・29 新潟県学校生活協同組合と、同組合専用の書庫及び倉庫増築を承認する約定書を交換した。
- 昭和32・11・30 厚生資金積立金3億円を突破した。
- 昭和32・12・3 全国修学旅行研究協会新潟県支部事務所を本財団内に置いた。
- 昭和33・3・4 生命保険団体特別取扱保有契約高が20億円を突破した。
- 昭和33・9・18 風水害被災厚生団員72人に、災害見舞金37万9千円を贈与した。
- 昭和34・8・22 住宅団地分譲あっせん事業を開始した。
- 昭和34・11・10 事務所3階29坪5合増築落成した。
- 昭和35・5・6 宅地資金貸付けを開始した。
- 昭和35・12・29 生命保険団体特別取扱保有契約高が30億円を突破した。
- 昭和36・2・8 厚生資金積立金5億円を突破した。
- 昭和36・5・16 厚生クラブ事業所を本財団内に置いた。
- 昭和36・9・16 第二室戸台風の被害甚大で、災害見舞金1,192万円を1,568人の団員に贈与し、また災害住宅資金・住宅資金1,620万円を54人の団員に貸し付けた。
- 昭和37・11・30 生命保険団体特別取扱保有契約高が40億円を突破した。
- 昭和38・4・1 継続団員の制度を設けた。
- 昭和38・5・25 創立50周年記念式を挙行了した。
- 昭和39・4・1 住宅・宅地資金貸付けを株式会社第四銀行に特別あっせんを開始した。
- 昭和39・5・12 前理事長渡辺喜一の胸像除幕式を挙行了した。
- 昭和39・9・8 厚生費贈与規程の一部を改正して、多額積立者に記念品を贈呈することにした。
- 昭和39・9・8 生命保険団体特別取扱保有契約高50億円達成記念式を挙行了した。
- 昭和40・2・10 本財団に、全国修学旅行研究協会新潟支部の設置を受諾した。
- 昭和40・2・10 新潟県公立学校退職校長会の事務所を、本財団内に置いた。
- 昭和40・2・28 「新潟地震」被災厚生団員1,049名に災害見舞金1,039万2,500円を贈与し、また災害住宅資金2,980万円を131名の団員に貸し付けた。
- 昭和40・10・30 厚生クラブが解散したので、事務所を閉鎖した。
- 昭和40・11・30 財団法人新潟県教職員厚生財団50年史を発行した。
- 昭和40・12・10 財団法人新潟県教職員厚生財団50年史発刊祝賀会を挙行了した。
- 昭和41・3・31 厚生資金積立金10億円を突破した。
- 昭和41・5・17 自動車購入資金積立貸付けを開始した。
- 昭和41・6・28 本館屋上全面改修工事が完了した。
- 昭和41・7・12 退団者に対する功績表彰式、及び継続団員の総会を、本日より県下三会場で開いた。
- 昭和41・9・18 上越地区(直江津・西頸城)大水害、常勤役員は災害救助法発動地域支部へ見舞いに出向いた。
- 昭和42・3・23 新潟県教職員組合本部新館建設のため、11月17日まで当財団三階に仮事務所を置いた。
- 昭和42・4・1 全国修学旅行研究協会研修旅行あっせん要綱を制定し、研修旅行補助を開始した。

- 昭和42・4・5 本館窓枠改修工事が完了した。
- 昭和42・8・28 下越地区一帯大水害（北蒲・東蒲・岩船・中蒲・南蒲・西蒲等＝北蒲大水害ともいう）常勤役員は、災害救助法発動地域支部へ見舞いに出向いた。
- 昭和42・11・6 当財団が、多年にわたり本県教育職員の福祉厚生に多大の功績があったとして、**新潟県教育委員会から表彰された。**
- 昭和43・4・1 宅地資金貸付けの申込期限を撤廃した。
- 昭和44・2・28 **生命保険団体特別取扱保有契約高100億円達成記念式**を挙行し、全団員に記念品を贈呈した。
- 昭和44・3・31 厚生資金積立金15億円を突破した。
- 昭和44・4・1 住宅資金・宅地資金・購買立替金・その他の貸付金の枠を拡大し、住宅資金の申込期限を撤廃した。
- 昭和44・8・31 「8月水害」被災団員163名、災害見舞金161万5,500円を贈与した。
- 昭和45・4・1 本財団職員退職年金支給規則を制定施行した。（平成6年4月1日 退職年金を退職報奨金と改称）
- 昭和46・4・1 住宅資金貸付けを拡大し、一部改築等にも貸付けを開始した。
- 昭和46・4・1 豊栄市・古志郡に財団支部を新たに設置した。
- 昭和46・5・20 本館外壁改修工事及び付帯工事完了した。
- 昭和46・10・31 厚生資金積立金20億円を突破した。
- 昭和47・4・1 高田市支部・直江津市支部を統合し、上越市支部を新たに設置した。
- 昭和47・6・24 本館屋上改修工事及び付帯工事完了した。
- 昭和47・11・18 顧問故渡辺喜一の財団葬を執行した。
- 昭和48・5・22 **創立60周年・保険部創設40周年記念式**を挙行、全団員に記念品を贈呈した。
- 昭和48・10・1 財団の事務処理を電算化した。
- 昭和49・7・1 三井生命保険相互会とグループ保険取扱契約を結んだ。
- 昭和49・7・31 厚生資金積立金30億円を突破した。
- 昭和49・11・30 生命保険団体特別取扱保有契約高が150億円を突破した。
- 昭和50・4・1 財団本館二階と学校生活協同組合倉庫間の建物使用について、新潟県学校生活協同組合及び新潟県教職員組合新潟市支部と契約書を交換した。
- 昭和50・4・1 新潟県学校生活協同組合購買金の立替えを、同組合への融資に切り替えた。
厚生資金の積立てに自主協力を要望した。
- 昭和51・3・31 厚生資金積立金が40億円を突破した。
- 昭和51・4・1 融資限度額を総資産の $\frac{3}{5}$ より、 $\frac{7}{10}$ に改正した。
- 昭和51・4・1 住宅・宅地資金貸付けを拡大し、特別貸付けを開始した。
- 昭和52・3・31 **厚生資金積立金が50億円を突破した。**
- 昭和52・6・1 広報「厚生財団、第1号発刊
- 昭和52・11・30 生命保険団体特別取扱保有契約高が200億円を突破した。
- 昭和53・4・1 入学資金貸付けを開始した。

- 昭和53・5・18 生命保険団体特別取扱保有契約高200億円達成記念式を挙行、全団員に記念品を贈呈した。
- 昭和53・6・26 「6・26梅雨前線豪雨」による被災団員149名に災害見舞金を贈与するとともに、床上浸水12校に見舞金を贈呈した。
- 昭和54・4・1 特別厚生費として、就学祝金の贈与を開始した。
- 昭和54・4・1 厚生資金積立金算出方式を、給料月額 $\times\frac{1}{100}+500$ 円以上に改正し、自主協力要請を廃止した。
- 昭和54・7・1 生命保険団体特別取扱いに月払制を開始した。
- 昭和54・9・28 新教組新潟支部と貸室契約を解消した。
- 昭和55・2・4 社団法人新潟県健康管理協会と自動化健診の契約を結んだ。
- 昭和55・4・30 生命保険団体特別取扱保有契約高が250億円を突破した。
- 昭和55・6・7 本館内壁塗装工事。三階会議室の一部改修工事。
- 昭和55・6・21 総資産100億円を突破した。
- 昭和56・4・1 災害資金貸付規程を新設した。
- 昭和56・11・30 生命保険団体特別取扱保有契約高が300億円を突破した。
- 昭和57・3・31 厚生資金積立金が100億円を突破した。
- 昭和57・11・30 総資産130億円を突破した。
- 昭和58・4・1 住宅・宅地関係の資金貸付けを一本化して、新たに住宅・宅地資金貸付規程を制定し、貸付保険制度を導入した。
- 昭和58・5・21 厚生財団創立70周年・保険部創設50周年記念式典を挙行、全団員に記念品を贈呈した。
- 昭和58・6・29 社屋問題検討委員会を設置し、現社屋の移転・新築・改築・改修等を検討し、改修することとした。
- 昭和58・11・12 社屋前広場の舗装並びに擁護壁の補強工事を行った。
- 昭和59・4・1 出生祝金の贈与を開始した。
- 昭和59・7・25 社屋屋根漏水防止工事、全窓サッシ取替工事、外壁一部取替工事等、総工費3,822万円で完成した。
- 昭和59・9・30 厚生資金積立金120億円、総資産150億円を突破した。
- 昭和60・4・1 財団運営検討委員会を設置し、財団の運営について検討するとともに、遠隔地から常勤している役員の住居を購入した。(西堀シャルム902号室 購入価格1,300万円)
- 昭和60・9・30 生命保険団体特別取扱保有契約高が350億円を突破した。
- 昭和61・4・1 自動車資金貸付規程を制定し、貸付けを開始した。
全国教職員互助団体協議会(全教互)に加入し、一般資金貸付保険並びに住宅資金貸付保険の適用を受け、貸付保険料は厚生財団の負担とする。昭和58・4・1の住宅・宅地資金貸付保険は廃止。
- 昭和61・6・14 財団事務室に天井埋込カセット型冷房機を取り付ける。
- 昭和61・12・1 全団員に教職員手帳を配布し、財団事業内容の周知を図った。

- 昭和62・3・16 寄付行為第3条（目的）の一部改正を行い、主務官庁より認可された。
- 昭和62・4・1 県民のための教育・文化活動（A型活動）が発足した。
- 昭和63・3・31 **総資産200億円を突破した。**
- 昭和63・3・31 生命保険団体特別取扱保有契約高が400億円を突破した。
- 昭和63・4・1 新公益法人会計に移行した。
- 昭和63・6・21 寄付行為第8条を改正し、主務官庁より認可された。
- 平成元・4・1 育児休業資金貸付規程を制定し、貸付けを開始した。
- 平成2・3・31 **厚生資金積立金が200億円を突破した。**
- 平成2・7・1 グループ保険の保険料に年齢群団別を採用し、内容を大幅に改定した。
- 平成3・4・1 出産見舞金の贈与を開始した。
- 平成3・6・1 事務能率向上のため、OA機器の本格的導入を図った。
- 平成4・1・1 「新潟県教職員年金制度」が発足した。
- 平成5・4・1 県民のための教育・文化活動（B型活動）が発足した。（実施 平成6年度～平成10年度）
- 平成5・5・15 **厚生財団創立80周年記念式典挙行、全団員に記念品を贈呈した。**
- 平成5・6・18 寄付行為第13条2、第15条3を改正し、主務官庁より認可された。
- 平成5・10・31 生命保険団体特別取扱保有契約高が500億円を突破した。
- 平成6・4・1 厚生資金積立金算出方式を、給料月額 $\times\frac{1}{100}+800$ 円以上に改正した。
- 平成6・4・1 財団事業内容の周知と事業の効率化を促進するために、全団員に「事業案内」を、各所属所へ規程集・新書式等をセットにしたA4判「財団ファイル」を配布した。
- 平成8・3・13 寄付行為第21条2の次に21条の2を新規に加え、主務官庁より認可された。
- 平成8・3・31 厚生財団50年史以降80周年までの財団沿革に関する資料整理を完了する。
- 平成10・1・5 財団運営改善の答申を受けて、常勤役員3人、3期6年制とした。（平成11年度の役員交替時から実施。）
- 平成10・5・8 情報公開規程を定めた。
- 平成10・6・24 寄付行為第12条を一部改正し、主務官庁より認可された。
- 平成11・1・30 コンピューター西暦2000年問題に対応のため、コンピューターの入替え及び、プログラム修正を行った。
- 平成11・12・10 公認会計士事務所との会計指導契約を結んだ。
- 平成12・1・7 公益法人会計システムを導入し、会計処理の合理化を行った。
- 平成12・2・7 寄付行為第13条を一部改正し、主務官庁より認可された。平成12年4月1日から、新潟県公立小・中・養護学校事務研究会からも評議員を選出するようにした。
- 平成12・3・31 **総資産300億円を突破した。**
- 平成12・4・1 多額積立記念品贈呈ランクに100万円台を再設定した。
- 平成14・4・1 資金運用管理基準及び、ペイオフに伴う資産管理運営検討会要項を設けた。
- 平成14・4・1 三井生命の年払保険の新規受入れと年払保険料初年時立替貸付を廃止した。
- 平成14・4・1 肺ガン検診の斡旋を追加。（健康管理協会）

- 平成15・1・1 財団ホームページを開設した。
- 平成15・3・3 主務官庁（県教育庁福利課）の立入検査が行われた。
- 平成15・3・31 全国修学旅行研究協会を脱退し、同協会の新潟県支部を返上し、全修協の旅行斡旋と旅行の補助金贈与を廃止した。
- 平成15・4・1 会計処理規程を整理し、主務官庁へ提出した。
- 平成15・4・1 全国教職員互助団体協議会の貸付保険改正に伴い、財団の貸付規程を大幅に改定した。貸付規程の改定に伴い、結婚資金貸付を制定し、貸付けを開始した。また、育児休業資金貸付の新規受付を中止した。
- 平成15・5・10 財団創立90周年記念式典を挙行、全団員に記念品を贈呈した。
- 平成15・6・1 公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針により、外部より監事1名を選任し、監事を4名とした。
- 平成15・10・11 財団1階事務室のエアコンを冷暖房用に入れ替えるとともに、3階の応接室及び第2会議室にもエアコンを設置した。
- 平成16・4・6 財団社屋の建物診断を実施した。（福田組）
- 平成16・7・27 財団社屋の屋上防水工事と非常階段塗装塗り替え工事を行った。
- 平成16・7・28 本部常勤役員並びに被災地支部長が分担して、7.13水害の被災校を訪問し災害見舞金を贈与した。
水害被災学校66校、災害見舞金額151万円贈与。
- 平成16・11・12 本部常勤役員並びに被災地支部長が分担して、10.23新潟県中越地震の被災校を訪問し災害見舞金を贈与した。
地震被災校279校、災害見舞金額1,084万円贈与。
- 平成17・2・17 臨時の理事会・評議員会を開催して、災害見舞金急増に伴う補正予算額3,000万円の増額を可決した。（平成17年12月末現在 水害と地震で被災した団員へ贈与した災害見舞金は、次の通りである。団員数（件数）1,122件、災害見舞金額133,235,000円。）
- 平成17・3・30 三井生命が金融庁の立入検査を受け、団体契約の加入者資格審査を適正化しよう強く指導された。員外問題の早期是正が必要となった。
財団と三井生命は協議し、継続団員以外の退職保険契約者への救済措置として、賛助団員制度を設けることにした。また、現在の契約内容を見直し、新たな団体契約を結ぶことが提案された。
- 平成17・4・1 県民のための教育・文化活動の規程を改め、普通助成・特別事業助成・団体助成を開始した。
- 平成17・4・1 総合健診（人間ドック）の受診機関を長岡健康管理センター、上越地域総合健康管理センターにも拡大した。
- 平成17・4・1 現職団員にクリアファイルの贈呈を開始した。
- 平成17・4・1 財団職員の給与改定を行い、新潟県行政職給料表（学校事務職員適用表）を適用することにした。
- 平成17・5・17 定例の評議員会で、賛助団員制度について審議・可決した。

- 平成18・2・9 主務官庁（県教育庁福利課）の立入検査が行われた。
- 平成18・4・1 個人情報保護規程を定めた。
- 平成18・4・1 総合健診(人間ドック)の受診機関を県労働衛生医学協会の佐渡検診センターにも拡大した。
- 平成18・4・1 新公益法人会計基準（運用指針・実務指針）の改正に伴い、平成18年度から新会計基準に移行した。
- 平成18・4・1 財団法人新潟県教職員厚生財団 百年史編纂準備委員会事務局長に、納谷孫紀氏（前加茂市立加茂小学校長）が就任した。
- 平成18・4・22 財団社屋2階トイレの排水設備改修工事を行った。（福田組）
- 平成18・9・1 新日本監査法人と監査契約を結んだ。
- 平成18・12・1 三井生命保険株式会社と新たな団体特別取扱契約を結んだ。
- 平成19・4・1 特別厚生費の一部改定に伴い、永年積立割増金を「永年団員祝金」に、功績者感謝の会を「退職を祝う会」に改定した。
- 平成19・7・31 財団と学校生活協同組合と協議の結果、教職員グループ保険の事務は、8月1日から契約団体である新学協が総て行うことになった。財団は7月末日をもって教職員グループ保険の事務取り扱いを終了した。
- 平成19・9・12 本部常勤役員並びに被災地支部長が分担して、7・16新潟県中越沖地震の被災学校を訪問し災害見舞金を贈与した。
地震被災校76校、災害見舞金額533万円。
- 平成19・9・15 財団社屋1階トイレの改修工事を行った。（福田組）
- 平成20・2・15 評議員会において、災害見舞金急増と社屋改修工事に伴う補正予算額8,500万円の増額を可決した。（平成19年12月末現在、中越沖地震被災した団員へ贈与した災害見舞金は次の通りである。団員数（件数）841件、災害見舞金額 102,300,000円）
- 平成20・3・15 財団社屋の建物耐震診断を実施した。（福田組）
- 平成20・4・1 県民のための教育・文化活動の「普通事業助成」を次のような活動にも拡大した。
・子どもの健全育成をめざした地域の伝統文化・芸術の継承活動
・複数校の教職員で構成する研究・研修を目的としたサークル活動等
- 平成20・5・14 財団のOAシステムを改修し、新たに統合システムを導入するとともに、事務室のOA機器を更新した。
- 平成20・6・2 財団法人新潟県教職員厚生財団 百年史編纂準備委員会事務局次長に、田中正二氏（前新潟市立白井中学校長）が就任した。
- 平成20・10・29 遠隔地から常勤している役員住居用の西堀シャルム902号室を売却した。（昭和60年4月1日購入）

- 平成20・12・1 公益法人制度改革関連3法が施行された。3法の施行により、民法第34条により設立された公益法人は、平成25年11月30日まで「特例民法法人」として存続できる。その期間は、名称・事業内容はそのまま活動できるが、平成25年11月30日までに、新たな法人形態に移行しなければならなくなった。(後日、法人制度検討委員会を設置して、法人形態を検討する。)
- 平成21・2・13 主務官庁(県教育庁福利課)の立入検査が行われた。
- 平成21・3・31 財団法人新潟県教職員厚生財団 百年史編纂準備委員会事務局長納谷孫紀氏が退任された。後任に、4月1日付で百年史編纂準備委員会事務局次長田中正二氏が同事務局長に就任した。新たに、5月1日付で百年史編纂準備委員会事務局次長に、齋藤道春氏(前新潟市立松浜小学校長)が就任した。
- 平成21・4・1 現職団員及び継続団員の入団資格要件の一部を見直し、次のような取扱いを行うこととした。
- ・現職団員は、教育庁関係以外の部局に異動しても本人の希望により、引き続き在団できるようにした。
 - ・継続団員は、現職時に隣接県から通勤していた団員は、本人の希望により継続団員に加入できるようにした。
- 平成21・4・1 総合健診(人間ドック)等の受診要綱の一部を改定し、財団が契約する5健診機関以外でも受診料補助を行うようにした。併せて、補助対象のオプション検査種目も拡大した。
- 平成21・5・22 本財団内に設置されていた、新潟県公立学校退職校長会の事務局が、新潟会館内へ移転したことに伴い、本財団内の同事務局を閉鎖した。
- 平成21・10・31 三井生命団体特別取扱保険の年払保険加入者数が契約基準を下回るようになり、年払保険の取り扱いを停止した。
- 平成21・11・26 第1回法人制度検討委員会を開催し、法人形態の検討を開始した。
- 平成22・4・1 財団支部規定を一部改定し、新潟市(政令指定都市)の各区に支部を配置することにした。